

一般社団法人日本建築士事務所協会連合会の会員および非会員の皆さまへ

日事連・建築士事務所 賠償責任保険

(建築家賠償責任保険)



一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

Japan Association of Architectural Firms

平成29年11月作成

「消費者保護」を形にすれば…

日事連・建築士事務所賠償責任保険（建築家賠償責任保険）
ご加入のすすめ

この保険の基本的な目的

建築士事務所が万が一、その業務上のミスにより、法律上の損害賠償責任を問われた場合に、その損害に対する補償を受けることにより、社会に対して自らの責任を果たすことにあります。

紛争が増えています

構造計算書偽装事件以来、明らかに消費者の動向が変わりました。建築紛争が増えているばかりではなく、責任の主体としての設計者の存在を、消費者は明確に認識しました。全国の建築士事務所から、日事連サービスに寄せられる事故の相談件数も、際立って増えています。

改正建築士法で保険契約が努力義務化されました

平成27年6月施行の改正建築士法では第24条の9「書面による契約等による設計等の業の適正化」の条文に「設計業務等に関する損害賠償保険の契約締結の努力義務化」が規定されました。

賠償責任保険への加入は、社会的な要請です

日事連は従来より建築物の質の向上と、建築文化の発展を目指し、都道府県等地方公共団体に対して、要望を行っていますが、そのなかの重要施策の一つとして、「建築設計・工事監理の発注に際して、賠償責任保険への加入を条件とする」よう要望しているところです。賠償責任保険への加入は、社会的要請であると認識しているからにほかなりません。

消費者保護

建築士事務所を経営される皆様におかれましては、本保険の重要性を正しくご理解いただき、「消費者保護」を見える形とするべく、ご加入くださるようおすすめいたします。

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

北海道建築士事務所協会
青森県建築士事務所協会
岩手県建築士事務所協会
宮城県建築士事務所協会
秋田県建築士事務所協会
山形県建築士事務所協会
福島県建築士事務所協会
茨城県建築士事務所協会
栃木県建築士事務所協会
群馬県建築士事務所協会
埼玉県建築士事務所協会
千葉県建築士事務所協会
東京都建築士事務所協会
神奈川県建築士事務所協会
新潟県建築士事務所協会
長野県建築士事務所協会

山梨県建築士事務所協会
富山県建築士事務所協会
石川県建築士事務所協会
福井県建築士事務所協会
静岡県建築士事務所協会
愛知県建築士事務所協会
三重県建築士事務所協会
滋賀県建築士事務所協会
京都府建築士事務所協会
大阪府建築士事務所協会
兵庫県建築士事務所協会
奈良県建築士事務所協会
和歌山県建築士事務所協会
鳥取県建築士事務所協会
島根県建築士事務所協会
岡山県建築士事務所協会

広島県建築士事務所協会
山口県建築士事務所協会
徳島県建築士事務所協会
香川県建築士事務所協会
愛媛県建築士事務所協会
高知県建築士事務所協会
福岡県建築士事務所協会
佐賀県建築士事務所協会
長崎県建築士事務所協会
熊本県建築士事務所協会
大分県建築士事務所協会
宮崎県建築士事務所協会
鹿児島県建築士事務所協会
沖縄県建築士事務所協会



本保険の特色

- ①一般社団法人日本建築士事務所協会連合会(日事連)構成員(会員)のための制度です^(※1)。
- ②建築士事務所を賠償事故からお守りするために、特にデザインされた保険です。
- ③日本国内の建築物の設計・監理業務に起因して生じた事故を包括的にカバーします。
- ④保険料は団体割引 20%が適用されます^(※2)。
- ⑤お支払いは便利な金融機関自動口座引落としです^(※3)。
- ⑥事務所の実態に合わせてご加入タイプの選択が可能です。
- ⑦保険料は、経費として、損金処理ができます。

(※1) 日事連の会員以外（以下「非会員」といいます。）の建築士事務所も加入可能ですが、④の団体割引が適用されない等相違点があります。

(※2) 非会員の建築士事務所には適用されません。

(※3) 非会員の建築士事務所は振込扱となります。

ホームページはこちらまで！

<http://www.nichijiren-service.net>

日事連サービス

検索

約款に一部改定がございます。詳しくはP.24～39約款集をご確認ください。

会員／非会員 共通

1. 設計等の業務ミスによる損害賠償責任補償 (建築家職業危険特別約款)

日本国内において行った設計業務のミスに起因して、設計業務の対象となった建築物^(※1)の外形的かつ物理的な滅失または破損^(※2)もしくは、それに起因する他人の身体の障害ならびに他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

(※1) 日本国内に建築されたものに限りです。

(※2) 単なる契約書の内容との相違やデザイン、色、形状等の意匠上の問題、使い勝手、寸法違い、打合せ不足等の理由により発生した損害賠償責任事故については、お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

P4
S
P6

会員／非会員 共通

2. 初期対応費用補償 (初期対応費用担保特約)

被保険者が建築士事務所賠償責任保険^(※1)に規定する事故^(※2)を起こした際にかかる次の初期対応費用を補償します。

- ・ 事故原因の調査費用
- ・ 他人の身体障害に対するお見舞金、香典、見舞品購入費用 (1名10万円限度)
- ・ 新聞等へのお詫び広告の掲載費用 等

(※1) 下記情報漏えいに伴う賠償事故を除きます。

(※2) 賠償責任の有無を問いません。

P7

会員／非会員 共通

3. 訴訟対応費用補償 (訴訟対応費用担保特約)

建築士事務所賠償責任保険^(※1)の対象となる損害賠償請求訴訟について被保険者が支出した次の費用を補償します^(※2)。

- ・ 従業員の超過勤務手当または臨時雇用費用
- ・ 役員、従業員の現場までの交通費、宿泊費
- ・ 意見書、鑑定書の作成費用 等

(※1) 下記情報漏えいに伴う賠償事故を除きます。

(※2) 弁護士への報酬は、保険会社の事前の同意を条件に建築士事務所賠償責任保険で補償されています。

P7

会員のみ補償

4. 情報漏えいに伴う損害賠償責任補償 (情報漏えい担保特約)

個人情報または法人情報の漏えいまたはそのおそれについて被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金・弁護士費用等)を補償します。

【事故例】

- ・ 事務所に泥棒が侵入し、建築主等の個人情報(氏名・住所等)が記録されていたファイルが盗まれた。その後、顧客からプライバシー侵害を理由に賠償請求された。
- ・ パソコンにウイルスが侵入し、顧客情報がインターネット上に流出。その後、顧客より賠償請求された。

P8

会員のみ補償

5. 構造設計業務等のミスによる「構造基準未達」時の損害賠償責任補償

(構造基準未達による建築物の滅失または破損を伴わない瑕疵に関する特約)

建築物に外形的かつ物理的な滅失または破損が発生しない構造基準未達による賠償事故を補償します。ただし、構造設計業務等のミスがなければ、本来であれば、発注者が負担することとなる追加費用は補償の対象となりません。

【事故例】

構造計算ミスにより、本来50本の鉄筋が必要であったにもかかわらず、誤って45本の設定をしたため、補強工事が必要となった（ただし、5本分の追加費用は補償対象外となります。）。

P 9

会員のみ補償

6. 建築基準法等における「法令基準未達」時の損害賠償責任補償

(建築基準関連法令の基準未達による建築物の滅失または破損を伴わない瑕疵に関する特約)

建築基準法（第20条に関するものを除く）・消防法やバリアフリー法等の対象法令について、建築物に外形的かつ物理的な滅失または破損が発生しない基準未達による賠償事故を補償します。

ただし、設計業務のミスがなければ、本来、発注者が負担すべき追加費用は補償の対象となりません。

【事故例】

設計ミスにより、建築物について容積率オーバーとなり、建築物の一部解体が必要となった。

P 10

会員のみ補償

7. 建物調査業務(耐震診断等)中の損害賠償責任補償

(請負業者特別約款／管理下財物損壊担保特約)

耐震診断等の建物調査業務中の偶然な事故により発生した対人・対物事故を補償します。ただし、建物調査業務の結果により発生した事故は補償の対象外となります。

【事故例】

- ・調査業務中に誤って水道管を破損させ、屋内が水浸しになってしまった^(※)。
- ・調査業務に使用する機械が倒れ、第三者にケガをさせてしまった。

(※) 水道管自体の損害、水濡れによる財物損害を補償します。

P 11

会員のみ補償

8. 廃業後に発生した損害賠償責任補償

事務所廃業前に遂行した設計業務に起因する損害が、事務所廃業後に発見され開設者であった建築士が法律上の賠償責任を負担することになり被る損害を補償します。

なお、本補償は、廃業担保特約付帯の建築士事務所賠償責任保険として、別契約で補償します。

▶▶ 詳細は保険会社または日事連サービスまでお問い合わせください。

《補償の対象となる業務》

会員／非会員 共通（建築家職業危険特別約款）

被保険者またはその使用人、その他被保険者の業務の補助者（以下、被保険者といいます。）が、日本国内において遂行した下記業務（以下、「設計業務」といいます）。

①設計図書（建築物の建築工事実施のために必要な図面および仕様書）の作成業務。但し施工図^(※)を除きます。

(※)「施工図」とは、設計図書を実際に施工に移す場合に作成される図面（工作図、施工計画図等施工の方法・手段・手順・技術・安全計画等を示した図面を除く）をいいます。

②建築士の資格を有する者による、施工者に対する指示書^(※1)の作成および施工図承認書の作成業務^(※2)

(※1)「指示書」とは、建築物が設計図書の意図どおり実現するように設計図書の補足を行なう図面または文書をいいます。

(※2)単に記録に残らない「確認」・「アドバイス」等の行為により発生した損害は対象外となります。

会員のみ（法適合確認業務追加担保特約）

③被保険者が日本国内において遂行した下記業務（以下、「法適合業務」といいます）。

- ・ 構造設計一級建築士が行う構造設計に関する法適合確認業務
- ・ 設備設計一級建築士が行う設備設計に関する法適合確認業務

《補償の対象となる建築物》

この保険で補償の対象となる「建築物」は、下記の通りです。

①建築基準法第2条第1号に規定する建築物（ただし、門塀を除きます。）

②①の建築物に付属し、物理的に①の建築物と一体をなしている工作物

電気、ガス、給排水、換気、冷暖房などの建築設備も対象に含まれます。ただし、造園・通路の舗装工事・擁壁などの工作物は、対象外（傾斜地等において、擁壁が建築物の土台を兼ねる場合を除く）となります。

《お支払いする保険金》

1. 設計等の業務ミスによる損害賠償責任補償

会員 / 非会員 共通

お支払いする 場合

【建築家職業危険特別約款】▶▶ P.31 ①

日本国内において行った設計業務のミスに起因して、設計業務の対象となった建築物^(※1)の外形的かつ物理的な滅失または破損^(※2)もしくは、それに起因する他人の身体の障害ならびに他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

【建築設備機能担保特約】▶▶ P.32 ③

建築物の給排水衛生・電気・空調設備ならびに住宅の遮音性能^(※3)については建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損が発生していなくとも、これらの設備等が所定の技術基準^(※4)を満たさずに、本来の機能を著しく発揮できない状態が発生したことについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

【建築物の滅失・破損に起因しない身体障害担保特約】▶▶ P.32 ④

建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損事故が発生していなくとも、設計業務のミスに起因して発生した他人の身体障害について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

【法適合確認業務追加担保特約】▶▶ P.34 ⑬ 会員のみの補償

構造または設備設計1級建築士の資格において法適合確認業務を遂行するにあたり、その確認作業にミスがあり、確認業務の対象となった建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損、それに起因する他人の身体の障害・他人の財物の損壊が発生し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(※1) 日本国内に建築されたものに限りします。

(※2) 単に契約書の内容やデザイン、色、形状等の意匠上の問題、使い勝手、寸法違い、打合せ不足等によって被る損害については、お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

(※3) 遮音性能については「住宅の品質確保の促進に関する法律（品確法）」第2条第1項に規定される「住宅」に関する損害に限りします。▶▶ P.32 ③

(※4) 所定の技術基準とは、建築設備機能担保特約第2条に規定される基準をいいます。

支払限度額

タイプ	1 事故	保険期間中	対人1名	建 築 設 備 機 能 担 保 特 約
D	5,000 万円	5,000 万円	2,500 万円	
E	10,000 万円	10,000 万円	5,000 万円	
F	20,000 万円	20,000 万円	10,000 万円	
G	30,000 万円	30,000 万円	15,000 万円	
H	50,000 万円	50,000 万円	25,000 万円	

タイプに
関係なく

1 事故
500万円

保険期間中
1,000万円

◆詳細については、P.14「基本補償プラン（1～4）」をご参照ください。

なお、建築物の滅失・破損に起因しない身体障害担保特約条項（会員/非会員共通）・法適合確認業務追加担保特約（会員のみの補償）は、D～Hタイプと支払限度額を共有します。

また、同一の設計により、複数の設備機能に事故が発生しても、発見の時、部分または補修請求の数に関わらず、1回の事故とみなします。また、最初の事故が発見された時にすべての事故が発見されたものとみなし、支払限度額および免責金額の規定を適用します。なお、設備機能に発生した事故が、建築家職業危険特別約款で保険金をお支払いする他の事故と同時に発生・発見された場合は、免責金額は重ねては適用しません。

免 責 金 額

1 事故 10万円・30万円・50万円・100万円・200万円・300万円

基本補償プランの詳細 3/6

保険金の種類	<p>①法律上の損害賠償金 ②争訟費用 ③損害防止軽減費用 ④緊急措置費用 ⑤協力費用</p> <p>※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。</p> <p>◆保険金算出方法については、P.19「基本補償プランの保険金算出方法」をご参照ください。</p>
主な事故例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計時の部材の選択ミスにより、冬期に建物のガラスに熱割れが生じ、落ちてきた破片でケガ人が出た。ガラスの改修のほか、ケガ人への補償が必要となった。 ・ 構造設計上の考慮が足りなかったため、積雪の重みで屋根が落ちてしまった。 ・ 指示書に指定したパーケットモザイクが、湿気により膨張する材料だったため、建物の完成後、モルタル面よりはく離した。 ・ ボーリングによらずに近隣の地質調査データに基づいて、ベタ基礎の3階建ビルを設計したところ、圧密沈下が進行し、一階の床部分に大きな亀裂が発生した^(※)。 (※)地盤の組織に係わる事故のため、お支払いする保険金は、60% (非会員は50%) に制限されます。 ・ 設計図書のなかで指示した給湯設備のキャパシティが小さく、所定の性能が出なかったため再施工が必要となり、設備業者との間で責任を分担した。(建築設備機能担保特約) ・ ベランダの手すりの高さを基準法通り設計したが、空調用室外機を近くに配置したために、それを足場として子どもが手すりから転落し大ケガをした。(建築物の滅失・破損に起因しない身体障害担保特約) ・ 構造設計1級建築士資格を持たない事務所から、法適合確認を依頼されたが、建築物の構造強度不足を見逃し、梁が撓み、壁に亀裂が生じたため、改修工事等についての責任を負担することとなった。(法適合確認業務追加担保特約)
お支払いできない主な場合	<p>直接であるか間接であるかに関わらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金をお支払いいたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者、被保険者の故意 ・ 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議 ・ 地震、噴火、洪水、津波または高潮 ・ 排水、排気 ・ 建築物の瑕疵 <p>(ただし建築物に外形的かつ物理的な滅失または破損を生じさせている場合を除きます。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築主から提供された、測量図・地質調査図等の資料の過誤 ・ 被保険者が、事故が発生することを予見できた(予見することができたと認められる合理的な理由がある場合を含む) 設計業務・法適合確認業務 ・ 建築物以外の工作物の設計業務・法適合確認業務 <p>(ただし、建築物の建築工事に付帯して行われる基礎工事の設計業務・法適合確認業務については、お支払いの対象となります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力事業者が所有・使用もしくは管理する原子力施設の設計業務・法適合確認業務 ・ 展示会、博覧会または興行場等の仮設建築物の設計業務・法適合確認業務 ・ 日本国外に建築される建築物の設計業務・法適合確認業務 ・ 被保険者と他人の間で損害賠償に関する特別の約定がある場合、その約定によって加重された賠償責任 <p style="text-align: right;">等</p>

2. 初期対応費用補償

会員／非会員 共通

▶▶ P.32 6

お支払いする場合	<p>建築士事務所賠償責任保険^(※1)に規定する事故が発生した際^(※2)に被保険者が支出した下記の初期対応費用を支払限度額を限度に補償します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用 ・ 事故現場の取り片付け費用 ・ 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用 ・ 通信費 ・ 事故が他人の身体の障害である場合において、被害者に対する見舞金もしくは香典または見舞品購入費用。ただし、1事故につき被害者1名あたり10万円を限度とします。 ・ 書面による引受保険会社の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び広告の掲載費用 ・ その他上記に準ずる費用。ただし、他人の身体の障害以外の事故について被保険者が支払った見舞金または見舞品購入費用を含みません。 <p>(※1) 情報漏えいに伴う賠償事故を除きます。 (※2) 賠償責任の有無を問いません。また、その額および用途が社会通念上、妥当と認められるものに限りま</p>
支払限度額	<p>1事故 100万円</p> <p>左記支払限度額は、加入者証もしくは保険証券に記載された支払限度額の内枠払いとなります。</p>
免責金額	なし
主な事故例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計した建築物のガラスがひび割れし、子供がケガをした。設計の部材選定ミスが原因と考えられたため、お見舞金を持参した。 ・ 近隣の地質調査データに基づき設計した結果、圧密沈下が進行した。近隣への影響が大きかったことから、新聞へ謝罪広告を掲載した。 ・ 設計した建築物の配水管から水がオーバーフローし、建物が損傷するに至った。事故原因を調査するのに、多額の費用が発生した。
お支払いできない主な場合	「1. 設計等の業務ミスによる損害賠償責任補償」(P. 6)記載の「お支払いできない主な場合」と同様

3. 訴訟対応費用補償

会員／非会員 共通

▶▶ P.33 7

お支払いする場合	<p>建築家賠償責任保険^(※1)の対象となる事故に起因して日本国内において被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対して被保険者が支出した下記費用を支払限度額を限度に補償します^(※2)(ただし、弁護士への報酬については、P. 6「保険金の種類」に記載の②争訟費用で補償されています)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 ・ 被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費 ・ 増設コピー機のリース費用 ・ 被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 ・ 事故原因の調査費用 ・ 意見書・鑑定書の作成費用 ・ 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用 <p>(※1) 情報漏えいに伴う賠償事故を除きます。 (※2) 賠償責任の有無を問いません。また、その額および用途が社会通念上、妥当と認められるものに限りま</p>
支払限度額	<p>1事故 100万円</p> <p>左記支払限度額は、加入者証もしくは保険証券に記載された支払限度額の内枠払いとなります。</p>
免責金額	なし
主な事故例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払い対象となる事故(保険事故)が発生したため、裁判所に提出する各種資料を準備する必要が発生し、臨時社員を雇用することになった。 ・ 保険事故の現場が遠隔地であったことから、その往復のために、多額の交通費・宿泊費が発生した。
お支払いできない主な場合	「1. 設計等の業務ミスによる損害賠償責任補償」記載の「お支払いできない主な場合」(P. 6)と同様

4. 情報漏えいに伴う損害賠償責任補償

会員のみ補償

P.34 14

<p>お支払いする 場合</p>	<p>個人情報^(※1)または法人情報^(※2)の漏えいまたはそのおそれについて被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金・弁護士費用等）を補償します。</p> <p>(※1) 本保険で対象とする個人情報 個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報を含みます。）をいいます。</p> <p>(※2) 本保険で対象とする法人情報 実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。</p>
<p>被保険者 (補償を受けることができる方)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記名被保険者（建築士事務所） ・記名被保険者の役員または使用人（ただし、記名被保険者の業務に関する場合に限ります。）
<p>支払限度額</p>	<p>1 請求 3,000万円 左記支払限度額は、加入者証もしくは保険証券に記載された支払限度額の保険期間中 3,000万円 内枠払いとなります。</p>
<p>免責金額</p>	<p>「1. 設計等の業務ミスによる損害賠償責任補償」（P. 5）でご選択いただいた額と同額（ただし、この補償では「1 事故」を「1 請求」と読み替えます。）</p>
<p>保険金の種類</p>	<p>「1. 設計等の業務ミスによる損害賠償責任補償」（P. 6）記載の“保険金の種類”と同様 ◆保険金算出方法については、P. 19「基本補償プランの保険金算出方法」をご参照ください。</p>
<p>主な事故例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所に泥棒が侵入し、建築主等の個人情報（氏名・住所等）が記録されていたファイルが盗まれた。その後、顧客からプライバシー侵害を理由に賠償請求された。 ・パソコンにウイルスが侵入し、顧客情報がインターネット上に流出。その後、顧客より賠償請求された。
<p>お支払いできない主な場合</p>	<p>直接であるか間接であるかに関わらず、次の事由等に起因する損害に対しては、保険金をお支払いいたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意。 ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮 ・被保険者と他人との間で損害賠償に関する特別の約定がある場合、その約定によって加重された賠償責任 ・日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟 ・情報漏えい担保特約条項を初めて付帯した時より前に保険契約者または被保険者がその発生またはそのおそれを知っていた情報の漏えい（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含む） ・クレジットカード番号、口座番号または暗証番号等が漏えいし、これらの番号が使用されたことによって生じた他人の経済的な損害 ・法人情報の漏えいまたはそのおそれに起因する信用のき損、信頼の失墜またはブランド力の低下 ・被保険者が第三者に法人情報を提供または取扱いを委託したことが法人情報の漏えいまたはそのおそれにあたるとしてなされた請求 <p style="text-align: right;">等</p>

5. 構造設計業務等のミスによる「構造基準未達」時の損害賠償責任補償 ▶▶ P.35 16

《補償の対象となる業務》（構造設計業務）

設計業務のうち、建築士法に規定する「構造設計図書」の設計業務（構造計算書を含む）

《補償の対象となる建築物》

建築基準法第20条第1号、第2号または第3号に規定する建築物（建築中のものを含み、門および塀を含みません）

※第4号が対象外となっておりますのでご注意ください。

《お支払いする保険金》

お支払いする場合	被保険者または業務の補助者による構造設計業務の遂行に起因して発生した、建築物に外形的かつ物理的な滅失または破損が発生しない構造基準未達 ^(※) による賠償事故について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、設計業務等のミスがなければ、本来であれば、発注者が負担することとなる追加費用は補償の対象となりません。 (※) 建築確認済証の交付を受けた時点の建築基準法第20条に規定する基準を満たさない場合																				
支払限度額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>タイプ</th> <th>1 事故</th> <th>保険期間中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D</td> <td>750 万円</td> <td>750 万円</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>1,500 万円</td> <td>1,500 万円</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>3,000 万円</td> <td>3,000 万円</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>4,500 万円</td> <td>4,500 万円</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>7,500 万円</td> <td>7,500 万円</td> </tr> </tbody> </table>	タイプ	1 事故	保険期間中	D	750 万円	750 万円	E	1,500 万円	1,500 万円	F	3,000 万円	3,000 万円	G	4,500 万円	4,500 万円	H	7,500 万円	7,500 万円	左記タイプは、基本補償プランで ご選択されたタイプが適用されます。 基本補償プランの支払限度額とは別枠でお支払いします。	
タイプ	1 事故	保険期間中																			
D	750 万円	750 万円																			
E	1,500 万円	1,500 万円																			
F	3,000 万円	3,000 万円																			
G	4,500 万円	4,500 万円																			
H	7,500 万円	7,500 万円																			
免責金額	1 事故 500万円																				
縮小支払割合	80%																				
保険金の種類	①法律上の損害賠償金 ②争訟費用 ③損害防止軽減費用 ◆保険金算出方法については、P.11「オプションプランの保険金算出方法」をご参照ください。																				
主な事故例	・構造計算ミスにより、本来50本の鉄筋が必要であったにもかかわらず、誤って45本の設定をしたため、補強工事が必要となった（ただし、5本分の追加費用は補償対象外となります。）。 ・着工後、構造設計上のミスを指摘され、追加工事が発生してしまった（ただし、現状回復に要する費用等に限定します。）。																				
お支払いできない主な場合	直接であるか間接であるかに関わらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金をお支払いいたしません。 ・所定の資格を有しない者が遂行した構造設計業務 ・構造設計業務に関する事項を記載した帳簿等を保存または備え置いていないことに起因する損害 ・コンピュータ、集積回路、プログラムまたはそれらを内蔵する機器等がデータを認識できないことに起因する損害 ・石綿または石綿を含む製品の発がん性その他有害な特性 ・石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性 ・構造設計業務の再遂行に要する費用 「1. 設計等の業務ミスによる損害賠償責任補償」記載の「お支払いできない主な場合」（P.6）と同様（ただし、建築物の瑕疵を除く）																				

5・6のオプションプランに同時加入いただくと、当該オプションプラン保険料が10%割引となります。

6. 建築基準法等における「法令基準未達」時の損害賠償責任補償 ▶▶ P.36 17

《補償の対象となる業務》

基本補償プランの詳細（P. 4）記載の「補償の対象となる業務」のうち①②と同様

《補償の対象となる建築物》

基本補償プランの詳細（P. 4）記載の「補償の対象となる建築物」と同様

《お支払いする保険金》

お支払いする場合	被保険者または業務の補助者による設計業務の遂行に起因して発生した建築物に外形的かつ物理的な滅失または破損が発生しない基準未達 ^(※) による賠償事故について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、設計業務のミスがなければ、本来であれば、発注者が負担することとなる追加費用は補償の対象となりません。また、建築基準法等における「基準未達」時の事故とP. 5【建築設備機能担保特約】における事故のいずれにも該当する場合は、建築設備機能担保特約の規定に従い、保険金をお支払いします。 (※) 建築確認済証の交付を受けた時点の下記対象法令に規定する基準を満たさない場合																				
	～対象法令～ 建築基準法（第20条除く）・消防法・屋外広告物法・港湾法・高圧ガス保安法・ガス事業法・駐車場法・水道法・下水道法・宅地造成等規制法・流通業務市街地の整備に関する法律・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律・都市計画法・特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法・自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律・浄化槽法・特定都市河川浸水被害対策法・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）・都市緑地法																				
支払限度額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">タイプ</th> <th style="width: 30%;">1 事故</th> <th style="width: 30%;">保険期間中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D</td> <td>500 万円</td> <td>500 万円</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>1,000 万円</td> <td>1,000 万円</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>2,000 万円</td> <td>2,000 万円</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>3,000 万円</td> <td>3,000 万円</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>5,000 万円</td> <td>5,000 万円</td> </tr> </tbody> </table>	タイプ	1 事故	保険期間中	D	500 万円	500 万円	E	1,000 万円	1,000 万円	F	2,000 万円	2,000 万円	G	3,000 万円	3,000 万円	H	5,000 万円	5,000 万円	左記タイプは、基本補償プランでご選択されたタイプが適用されます。 基本補償プランの支払限度額とは別枠でお支払いします。	
タイプ	1 事故	保険期間中																			
D	500 万円	500 万円																			
E	1,000 万円	1,000 万円																			
F	2,000 万円	2,000 万円																			
G	3,000 万円	3,000 万円																			
H	5,000 万円	5,000 万円																			
免責金額	1 事故 30万円																				
縮小支払割合	80%																				
保険金の種類	①法律上の損害賠償金 ②争訟費用 ③損害防止軽減費用 ◆保険金算出方法については、P. 11「オプションプランの保険金算出方法」をご参照ください。																				
主な事故例	・設計ミスにより、建築物について容積率オーバーとなり、建築物の一部解体が必要となった。 ・防火戸にすべきところ、そうしなかったため指摘を受け、改修工事が必要になった。 ・入り口エントランススロープの勾配が基準値を超えていることを指摘され、改修工事が発生し、費用負担を要求された。																				
お支払いできない主な場合	「5. 構造設計業務等のミスによる「構造基準未達」時の損害賠償責任補償」（P. 9）記載の「お支払いできない主な場合」と同様 （P. 6「設計業務・法適合確認業務」およびP. 9「構造設計業務」の部分を「設計業務」と読み替えてください。）																				

5・6のオプションプランに同時加入いただくと、当該オプションプラン保険料が10%割引となります。

7. 建物調査業務（耐震診断等）中の損害賠償責任補償（請負賠償責任保険）

▶▶ P.36 18

《対象となる業務》

耐震診断等の建物調査業務

《お支払いする保険金》

お支払いする場合	保険期間中に発生した耐震診断等の建物調査業務中の偶然な事故により他人の身体または生命を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損または汚損）したことに付いて、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。 被保険者については、P.36約款集⑧請負業者特別約款第1条(2)をご参照ください。
支払限度額	対人・対物共通（合算）：1名・1事故 5,000万円
免責金額	1事故 30万円
保険金の種類	①法律上の損害賠償金 ②争訟費用 ③損害防止軽減費用 ④緊急措置費用 ⑤協力費用 ◆保険金算出方法については、下記「オプションプランの保険金算出方法」をご参照ください。 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。
主な事故例	・調査業務中に誤って水道管を傷つけ、屋内が水浸しになってしまった（水道管自体の損害、水濡れによる財物損害を補償します。）。 ・診断機械が倒れ、第三者にケガをさせてしまった。
お支払いできない主な場合	直接であるか間接であるかに関わらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金をお支払いいたしません。 ・自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象 ・修理、点検または加工に関する技術の拙劣または仕上不良 ・塗装用材料の色または特性等の選択の誤り ・建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み ・自動車、原動機付自転車または航空機の所有、使用または管理 ・仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡しをもって仕事の終了とします。）または放棄の後に仕事の結果に起因して発生した事故。仕事を行った場所に被保険者が放置したまたは遺棄した機械、装置または資材については、この規定を適用しません。 ・ちり・ほこりまたは騒音 ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 等

◆オプションプランの保険金算出方法

$$(\text{損害額}^{(*)1} - \text{免責金額}) \times \text{縮小支払割合}80\%^{(**2)} = \text{保険金} \leq \text{支払限度額}$$

(※1) 「5. 構造設計業務等のミスによる「構造基準未達」時の損害賠償責任補償」・「6. 建築基準法等における「法令基準未達」時の損害賠償責任補償」の場合：

損害額とは、P. 9、10「保険金の種類」①～②の合計額を指します。③損害防止軽減費用のお支払は全額となります。

「7. 建物調査業務（耐震診断等）中の損害賠償責任補償」の場合：

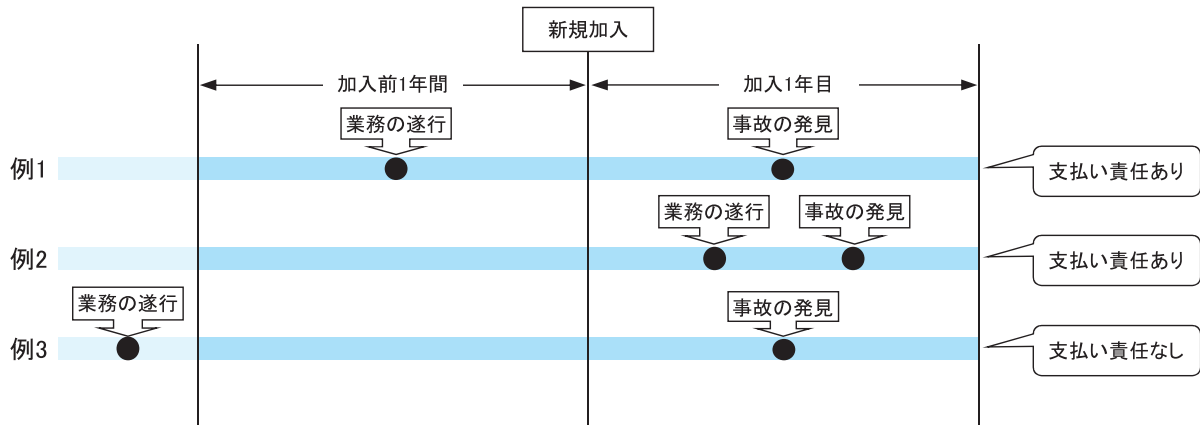
損害額とは、上記「保険金の種類」①を指します。②～⑤については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象です。ただし、②争訟費用について①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減してお支払いします。

(※2) 「5. 構造設計業務等のミスによる「構造基準未達」時の損害賠償責任補償」・「6. 建築基準法等における「法令基準未達」時の損害賠償責任補償」のみ対象

「7. 建物調査業務（耐震診断等）中の損害賠償責任補償」は100%

《補償の対象となる期間》

- ①この賠償責任保険の保険期間は2018年4月1日午後4時より2019年4月1日午後4時までの1年間です。加入者証または保険証券記載の保険期間中に日本国内においてお支払いの対象となる事故が発見された場合に限り、保険金をお支払いします。ただし、**当該設計業務遂行時から保険契約が継続されていることが条件**となります。なお、「7. 建物調査業務（耐震診断等）中の損害賠償責任補償」については、保険期間中に事故が発生した場合に限り、保険金をお支払いします。また、「情報漏えいに伴う損害賠償責任補償」については、個人情報・法人情報の漏えいまたはそのおそれに起因する損害賠償請求が保険期間中に**日本国内においてなされた場合**に限り、保険金をお支払いします。
- ②初年度契約の保険期間の開始前1年間に完成し、かつ他人に引き渡した設計図書、指示書または施工図承認書に起因する損害については、①ただし書きの規定にかかわらず補償の対象とします。（保険責任遡及等特約条項）ただし、「7. 建物調査業務（耐震診断等）中の損害賠償責任補償」は適用しません。



非会員の建築士事務所は、申込受付日の翌月1日から1年間となります。

◎特約条項の適用について

次の特約条項の適用については、次の時点またはご加入時のいずれか遅い日を初年度とします。

特約条項	設備等	時点
建築設備機能担保特約	給排水衛生設備	1994年4月
	電気設備・空気調和設備	1999年4月
	遮音性能	2002年4月
建築物の滅失・破損の発生しない身体障害担保特約	—	2000年4月
責任の限度額に関する特約（地盤の沈下等に関する縮小支払割合）	—	2012年4月
構造基準未達による建築物の滅失または破損を伴わない瑕疵に関する特約	—	2014年4月
建築基準関連法令の基準未達による建築物の滅失または破損を伴わない瑕疵に関する特約	—	2014年4月

《支払限度額・免責金額の適用方法》

◎支払限度額の変更：

更新手続きの際に支払限度額等を変更された場合は、

- ①事故が発見された時に有効な契約で支払うべき保険金
- ②設計図書・指示書・施工図承認書・法適合確認業務を完成引渡しした時に有効な契約で支払うべき保険金

のいずれか低い金額内で、保険金をお支払いします。

なお、保険金の算出にあたり、免責金額は上記の支払限度額と同プランのものを適用します。

※補償の対象外となる業務で争われているケース等保険責任が発生しない場合は、弁護士費用等の争訟費用等を含めて、原則としてこの保険では補償の対象外となります。

【支払限度額の適用方法】

	1億円	5,000万円	支払限度額
I 更新時減額	引渡し	減額 事故発見	5,000万円
II 更新時増額	引渡し	増額 事故発見	5,000万円
III 更新時増額(その2)	5,000万円	1億円 引渡し	1億円
		1億円 事故発見	

◎免責金額の変更：

更新手続きの際に、免責金額のみを変更された場合は、

- ①事故が発見された時に有効な免責金額
- ②設計図書・指示書・施工図承認書を完成引渡しした時に有効な免責金額

のいずれか高い免責金額を適用します。

◎2007年4月1日以降A、B、Cタイプが廃止されたことにより、D～Hへ変更になったご契約者に関しては、II・IIIの例のお取扱いとなります。

本保険は継続性が大切となることから、支払限度額・免責金額の変更により不利益が生じないよう、ご契約時に十分ご検討ください。

基本補償プラン（1～4）

支払限度額（D～Hの5タイプ）および免責金額（10～300万円の6タイプ）からご選択ください。事故の際は、支払限度額内で保険金が支払われます^(※1)。

タイプ	支払限度額							免責金額(1事故・1請求につき)／保険料率						
	1事故	保険期間中	対人1名	建築設備機能担保特約	初期対応費用	訴訟対応費用	情報漏えい	免責金額	10万円	30万円	50万円	100万円	200万円	300万円
D	5,000万円	5,000万円	2,500万円	タイプに関係なく 1事故 500万円 保険期間中 1,000万円	タイプに関係なく 1事故 100万円 (※2)	タイプに関係なく 1事故 100万円 (※2)	タイプに関係なく 1請求 3,000万円 保険期間中 3,000万円	保険料率	9.74	9.06	8.56	8.21	7.87	7.52
E	10,000万円	10,000万円	5,000万円						13.36	12.67	12.17	11.82	11.50	11.14
F	20,000万円	20,000万円	10,000万円						16.84	16.15	15.66	15.31	14.98	14.63
G	30,000万円	30,000万円	15,000万円						17.28	16.60	16.09	15.76	15.41	15.07
H	50,000万円	50,000万円	25,000万円						18.00	17.33	16.82	16.46	16.14	15.79

(※3)

※情報漏えいについては会員のみ補償となります。

※保険料率は、設計・監理料1万円につき

(※1) ただし、地質・地形もしくは地盤の組織に関する事象に起因する損害のときは、縮小支払割合60%（非会員は50%）が適用されます。

(※2) 免責金額の適用はありません。

(※3) 建築物の滅失・破損に起因しない身体障害担保特約（会員/非会員共通）、初期対応費用、訴訟対応費用および情報漏えいに伴う損害賠償責任補償（会員のみ補償）は、基本補償プランのD～Hタイプの支払限度額の内枠払いとなります。

会員のみ対象

オプションプラン ※別途追加保険料が発生します。

5. 構造設計業務等のミスによる「構造基準未達」時の損害賠償責任補償

本特約を選択された場合に限り、補償の対象となります。

支払限度額は、下表の通りとなり、基本補償プランでご選択されたタイプと同一のものが適用されます。

なお、免責金額・縮小支払割合は、プランに関わらず一律となります。

タイプ	支払限度額 ^(※1)		免責金額 (1事故につき)	縮小 支払割合	保険料率 (※2)
	1事故	保険期間中			
D	750万円	750万円	500万円	80%	22.7
E	1,500万円	1,500万円			26.1
F	3,000万円	3,000万円			29.7
G	4,500万円	4,500万円			31.8
H	7,500万円	7,500万円			34.5

(※1) 基本補償プランの支払限度額とは別枠でお支払いします。

(※2) 保険料率は、設計・監理料1万円につき

6. 建築基準法等における「法令基準未達」時の損害賠償責任補償

本特約を選択された場合に限り、補償の対象となります。

支払限度額は下表の通りとなり、基本補償プランでご選択されたタイプと同一のものが適用されます。

なお、免責金額・縮小支払割合は、プランに関わらず一律となります。

タイプ	支払限度額 ^(※1)		免責金額 (1事故につき)	縮小 支払割合	保険料率 (※2)
	1事故	保険期間中			
D	500万円	500万円	30万円	80%	23.9
E	1,000万円	1,000万円			28.1
F	2,000万円	2,000万円			32.3
G	3,000万円	3,000万円			34.6
H	5,000万円	5,000万円			37.7

(※1) 基本補償プランの支払限度額とは別枠でお支払いします。

(※2) 保険料率は、設計・監理料1万円につき

7. 建物調査業務（耐震診断等）中の損害賠償責任補償

本特約を選択された場合に限り、補償の対象となります。

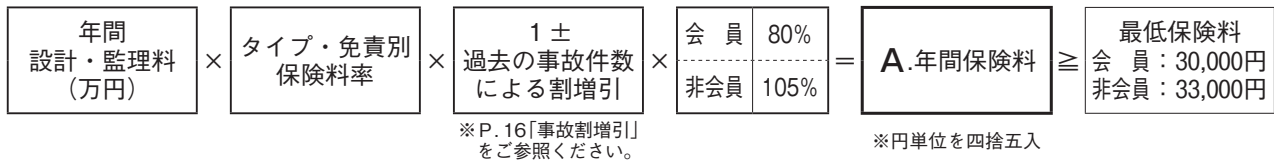
支払限度額・免責金額は下表の通りとなり、基本補償プランのタイプに関わらず一律です。

なお、本特約は、建物調査業務売上高にもとづき保険料を算出します。

支払限度額		免責金額 (1事故につき)	保険料率
対人1名	対人・対物共通(合算)1事故		
5,000万円	5,000万円	30万円	20.5

※保険料率は、建物調査業務売上高1万円につき

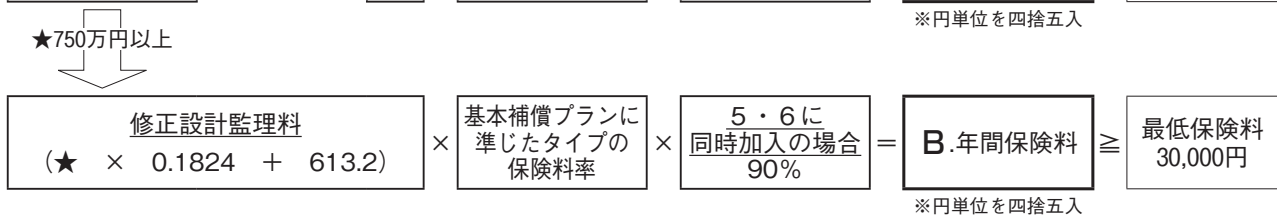
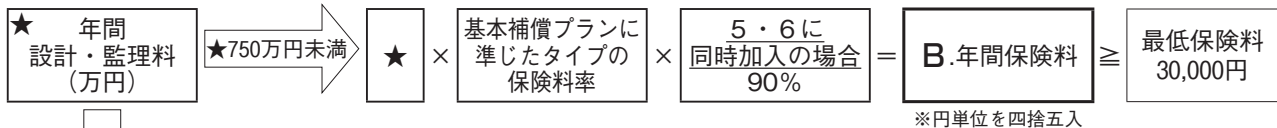
基本補償プラン



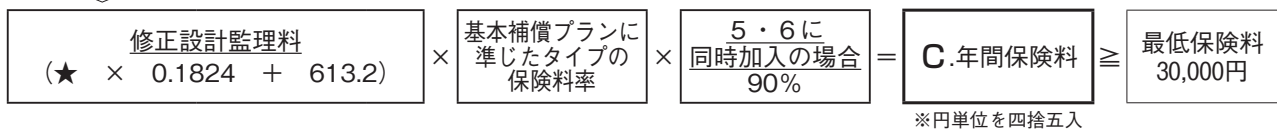
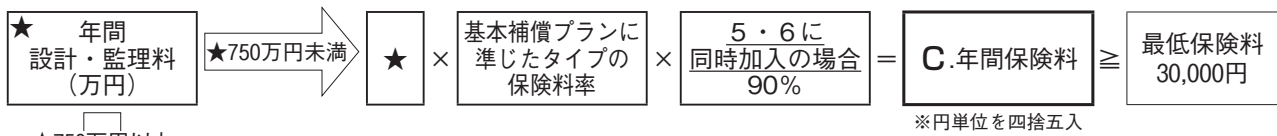
オプションプラン ～会員限定～

5・6のオプションプランに同時加入いただくと、当該オプションプラン保険料が10%割引となります。

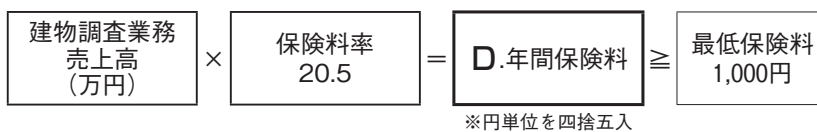
5. 構造設計業務等のミスによる「構造基準未達」時の損害賠償責任補償



6. 建築基準法等における「法令基準未達」時の損害賠償責任補償



7. 建物調査業務（耐震診断等）中の損害賠償責任補償



《合計年間保険料》

会 員

AおよびB～Dでご選択いただいた保険料の合計

非会員

A = 合計保険料

◆ご注意

団体契約につきましては、ご加入者数が300人を下回った場合には、保険料の引き上げまたは支払限度額の引き下げ等の変更をさせていただきますので、予めご了承ください。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

保険料試算はこちらまで！

<http://www.nichijiren-service.net>

日事連サービス

検索

《事故割増引》 ～基本補償プランのみ適用～

◎事故割増について

ご加入後過去5年間の保険事故^(※1)の件数によって、基本補償プランについて次の割増率が適用されます^(※2)。

会 員

◎年間保険料が最低保険料を超え30万円未満の場合^(※3)

事故件数 ^(※4)	1件	2件	3件	4件以上
割 増 率	50%	100%	200%	(※5)

◎年間保険料30万円以上50万円未満の場合^(※3)

事故件数 ^(※4)	1件	2件	3件	4件以上
割 増 率	40%	80%	160%	(※5)

◎年間保険料50万円以上100万円未満の場合^(※3)

事故件数 ^(※4)	1件	2件	3件	4件以上
割 増 率	30%	60%	120%	(※5)

◎年間保険料100万円以上の場合^(※3)

事故件数 ^(※4)	1件	2件	3件	4件以上
割 増 率	20%	40%	80%	(※5)

最低保険料の場合

事故件数 ^(※4)	1件	2件	3件	4件以上
会 員	60,000円	90,000円	120,000円	(※5)

非会員

事故件数 ^(※4)	1件	2件	3件	4件以上
割 増 率	100%	200%	300%	(※5)

最低保険料の場合

事故件数 ^(※4)	1件	2件	3件	4件以上
非 会 員	66,000円	99,000円	132,000円	(※5)

◎無事故割引について

ご加入後過去10年間^(※6)、保険事故が無かった場合には基本補償プランについて会員^(※7)は15%（非会員は5%）の割引が適用されます（割引適用後に最低保険料の規定を適用します。）。

(※1) 「1. 設計等の業務ミスによる損害賠償責任補償」をいいます。

(※2) この割増率は、保険契約加入後の継続期間が5年に満たない場合でも適用されます。

(※3) 保険料は、事故割増引適用前のものとなります。

(※4) 過去5年間（保険始期4ヶ月前から5年間）の保険事故の件数となります。

(※5) 個別にご照会ください。

(※6) 当年度の保険始期4ヶ月前から10年間をいいます。

(※7) 当年度の保険始期時点で判断します。

◆ご注意

◎設計・監理料および建物調査業務売上高は、保険契約申込時において把握可能な直近の決算数値（税込金額）により算出し、客観的資料または“保険料算出基礎数字申告書”により、別途申告していただきます。千円の単位を四捨五入し1万円の単位までご申告下さい。なお、設計・監理料および建物調査業務売上には、各協力事務所発注分も加算して下さい。

◎保険期間中の決算数値による保険料の精算は行いません。なお、ご申告いただいた数値が実際の決算数値に不足した場合は、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により、万一の事故の際に保険金が削減されることがありますのでご注意下さい。

◎会員の建築士事務所は、口座振替手数料108円が別途かかります。また、非会員の建築士事務所は振込手数料をご負担ください。

日事連の会員の建築士事務所の皆様へ 《ご契約形態》

- ①この保険は一般社団法人日本建築士事務所協会連合会（以下「日事連」とします。）を保険契約者とし日事連構成員である建築士事務所を記名被保険者とする建築家賠償責任保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は日事連が有します。但し、各加入者が本制度より任意で脱退することを妨げるものではありません。
- ②記名被保険者は、日事連構成員である建築士事務所となりますので、万一の事故の時の保険金は、原則として直接各建築士事務所または被害者（詳しくはP.23「5. 先取特権^(※)について」をご参照ください。）宛へお支払いし、その結果を日事連に報告します。
- （※）先取特権とは、保険法第22条第1項に規定される被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

保 険 期 間：2018年4月1日午後4時～2019年4月1日午後4時

更新加入締切日：2018年1月15日

中途加入の補償期間は、毎月25日までに申込みをされた場合、お申込月の翌々月の1日午後4時から2019年4月1日午後4時までになります。

《お申込手続き》

- ①日事連・建築士事務所賠償責任保険加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご捺印ください。
- ②設計料および監理料・建物調査業務売上高が分かる客観的資料を添付ください。客観的資料がない場合は、保険料算出基礎数字申告書に必要事項をご記入のうえ①と同一印でご捺印ください。
- ③預金口座振替依頼書に、金融機関名、口座番号、口座名義等を正確にご記入のうえ、金融機関届出印をご捺印ください。旧漢字のお名前や肩書きの有無など特にご注意ください。
- ※毎月25日締切（到着日ベース）で、随時申込受付けを行っておりますので、上記①～③を日事連事務局宛ご送付ください。

《ご契約手順の流れ》

7月25日までに申込みの例（中途加入の場合）

7月25日	8月27日	9月1日(午後4時)	12月頃	翌年3月27日	翌年4月1日
申込締切	口座引落し	補償開始	次年度契約手続き開始	次年度分口座引落し	次年度契約補償開始

《ご注意事項》

- ①この保険は1年契約とし、特定の設計・監理業務のみを対象として、加入することはできません。
- ②保険料のお支払い方法
ご指定の金融機関預金口座から自動引落し（毎月27日）により処理させていただきます。
なお、引落し業務は㈱ジャックスが代行いたします。
※金融機関によっては、記帳上の表示が、「クレジット」・「ジャックス」・「JACCS」等と異なりますので、あらかじめご了承願います。
- ③賠償責任保険加入証の発行
保険料収納の翌月下旬までに保険会社より直接郵送いたします。
- ④引落し不能の場合は、加入手続きが完了せず保険金がお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- ⑤ご契約内容に変更が生じた場合は、すみやかに日事連事務局または日事連サービスまでご連絡ください。
- ⑥共同保険に関するご説明

この保険契約は、右記の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険㈱が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、右記の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

引 受 保 険 会 社	引受割合
東京海上日動火災保険㈱（幹事保険会社）	70%
三井住友海上火災保険㈱	15%
損害保険ジャパン日本興亜㈱	15%

非会員の建築士事務所の皆様へ

非会員の建築士事務所の皆様の、補償内容、契約形態、申込手続等は一部異なりますので、別途有限会社日事連サービスよりご案内致します。

《ご契約形態》

- ①非会員事務所も本保険に加入することが可能です。(ただし、個人情報漏えいに伴う損害賠償責任補償は補償対象外です。会員限定のオプションプランに加入はできません。)
- ②建築士事務所が契約者・記名被保険者となります。
- ③保険期間：契約締結が完了した翌月1日の午後4時から1年間(午後4時まで)
(例：4月1日午後4時～翌年の4月1日午後4時)

《お申込手続き》

- ①日事連・建築士事務所賠償責任保険加入依頼書に必要事項をご記入、ご捺印の上ご提出ください。
- ②設計料および監理料・建物調査業務売上高が分かる客観的資料を添付ください。客観的資料がない場合は、保険料算出基礎数字申告書に必要事項をご記入のうえ①と同一印でご捺印ください。
(記入方法については各書類の記入例をご参照ください。)

《ご契約手順の流れ》

- ①申込み手続きに必要書類が弊社に届きましたら、折り返しお電話にてご連絡させていただき、お申込み内容の確認をいたします。
- ②弊社より、「賠償責任契約申込書」と「保険料お振込みのお願い」を郵送にてご送付いたします。
- ③弊社より書類が届きましたら
 - 「賠償責任保険契約申込書」にご記入、ご捺印のうえ弊社へご返送ください。
 - 「お振込みのお願い」に記載された金額の保険料を指定口座にお振込みください。
- ④上記お手続き完了の翌月1日から補償開始となります。

《ご注意事項》

- ①この保険は1年契約とし、特定の設計・監理業務のみを対象として、加入することはできません。
- ②保険料のお支払い方法：
弊社指定の口座にお振込みをいただきます。
(2年目以降、ご継続いただく場合も毎年指定口座にお振込みいただきます。)
- ③賠償責任保険証券の発行
保険料収納の翌月下旬までに保険会社より直接ご郵送いたします。
- ④お振込み不能の場合は、加入手続きが完了せず保険金がお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- ⑤ご契約内容に変更が生じた場合は、すみやかに日事連サービスまでご連絡ください。

このパンフレットには、引受規定ならびに約款・特約条項が記載されておりますので大切に保管して下さい。

また、このご契約においては、証券送付に時間を要することがあります。お急ぎの場合は、取扱代理店までご連絡ください。

なお、詳しくは、26ページ以降の賠償責任保険普通保険約款・建築家職業危険特別約款および各種特約条項をご参照下さい。

- ①保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で日事連サービスまたは引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- ②事故が発生した場合、責任の有無・賠償額について、保険会社が特に必要と認めた場合は、日事連・建築士事務所賠償責任保険審査委員会で審議いたします。
- ③この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、ご加入者（被保険者）ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。
なお引受保険会社の承認を得ないでご加入者側で示談された場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。
- ④この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
- ⑤日本国外において遂行した業務、日本国外において発見された事故については補償されませんのでご注意下さい。

◆基本補償プランの保険金算出方法

$$\text{損害額}^{(\ast 1)} - \text{免責金額} = \text{保険金} \leq \text{支払限度額}^{(\ast 4)}$$

ただし、地質、地形もしくは地盤の組織に関する事象に起因する損害^(\ast 2)のときは、下記の通りとなります。

$$(\text{損害額}^{(\ast 1)} - \text{免責金額}) \times \text{縮小支払割合} 60\%^{(\ast 3)} (\text{非会員は} 50\%) = \text{保険金} \leq \text{支払限度額}^{(\ast 4)}$$

(\ast 1) 損害額とはP. 6「保険金の種類」①～④の合計額を指します。⑤については、その全額が保険金のお支払い対象です。

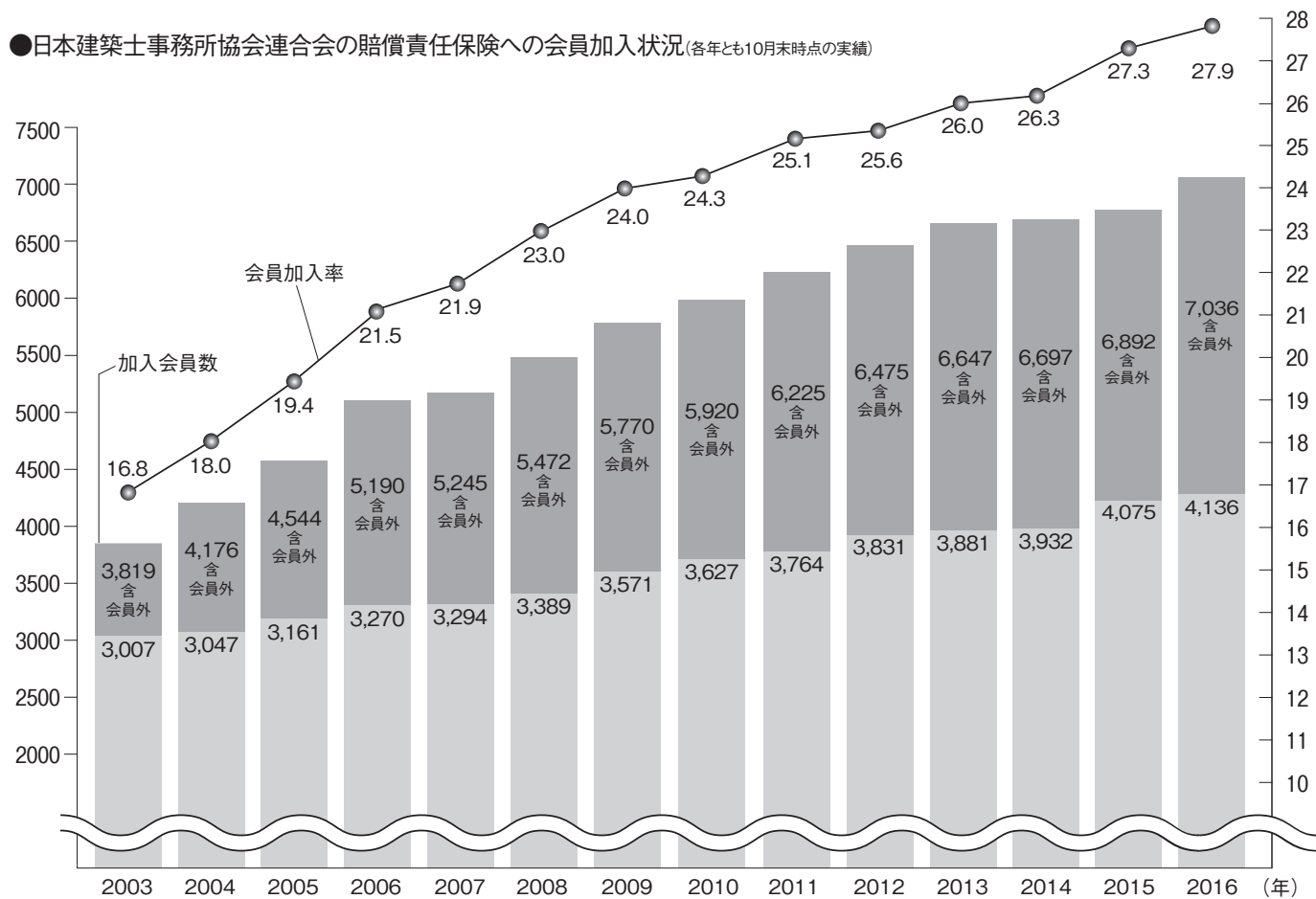
(\ast 2) 地盤の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化、土砂崩れ、土砂の流入・流出、地下水の増減等による損害

(\ast 3) P. 34 ㊦「責任の限度額に関する特約」をご参照ください。

(\ast 4) 情報漏えい担保特約条項については、被保険者ごとにそれぞれ加入者証記載の支払限度額

免責金額：事故の際にお支払いする損害保険金のうち、自己負担いただく金額

加入件数の推移



過去10年のお支払い実績

年	お支払い件数	お支払い金額
2007	28件	120,807,381円
2008	29件	81,418,553円
2009	23件	62,856,190円
2010	18件	33,292,624円
2011	24件	59,025,281円
2012	27件	52,535,816円
2013	29件	86,439,799円
2014	30件	194,728,983円
2015	34件	79,801,499円
2016	34件	98,773,453円
合計	276件	869,679,579円

主な支払事例

	場 所	支払日	保険金支払額	事 故 内 容
1	岐 阜	98/11/30	2,545,730円	設計上で、止具の数が不足していたため、強風により屋根の3/4が破損した。
2	静 岡	99/10/14	13,210,453円	温水プールの換気機能不足により、天井幕内に結露が発生し天井が剥離した。
3	岐 阜	00/04/11	5,228,987円	マンションの排水部分の配管に関して、冬季の保温に対する設計上の対策が不十分だったため、凍結・破裂し漏水が発生した。
4	千 葉	00/08/28	1,588,123円	水質への配慮を欠き、指定したボイラー缶が腐食し、水漏れが発生。ステンレス製品と入替が必要になった。
5	群 馬	00/11/09	5,981,146円	福祉施設建物の浴室屋根裏換気対策の不備により、屋根下地材として使用した木毛セメント板に結露し、塩化物が溶出して母屋を腐食、断面欠損が発生した。
6	北海道	01/05/30	3,884,402円	医院兼住居二階バルコニー防水層立上がりの高さ不足により、排水口の凍結による融雪水が室内に浸入、天井・壁を伝い一階家財に被害が出た。
7	静 岡	00/07/17	14,450,831円	マンションの設計に当たり、屋上の防水仕様を誤った他、躯体強度不足による外壁・床スラブ等のひび割れにより、雨漏りが発生した。
8	福 岡	02/06/13	10,442,000円	蓄熱層の断熱不足により、冷房時期になる度に結露が発生し、床材等が腐食した。
9	岩 手	02/08/02	5,000,000円	暖房計画で、土間下の蓄熱効果を期待したが、予測値を大きく外れ、暖房が機能しない。
10	京 都	03/01/29	2,569,436円	ホテルの設計で、排水および防水計画に不備があったため漏水事故が発生、改修工事費と工事期間中の営業損害に対する賠償請求を受けた。
11	熊 本	03/04/14	3,133,664円	電気設備の変更に関する指示ミスにより、電流に異常が発生し設備機器全体の損傷被害となってしまった。
12	高 知	04/07/23	12,858,450円	地耐力不足によりRC造3階建共同住宅で不同沈下が発生、アンダーバイリング工法により、水平に復元することとなった。
13	北海道	05/03/23	15,125,672円	木造住宅中心部地下室の梁が、設計強度不足により下がり、その影響で主要構造部に撓みや隙間が発生したため、施工者と施主の間で相談の上取壊してしまった。保険会社の鑑定では部分修復可能と判断され、4,600万円余の請求に対し、修復費用のみの支払となった。
14	岩 手	07/07/11	25,297,387円	土壌改良の上30mの杭を打ち施行された大規模店舗で、施主の要望による竣工引渡し数ヶ月後の調査で、不同沈下が確認されたため、セルフレベルング床材により、土間床の水平を維持させることとなった。
15	東 京	07/07/30	42,525,438円	構造計算ミスがあり、部材の選定を誤ったため、梁が降伏した。
16	鳥 取	09/07/08	13,911,097円	構造計算ミスがあり、幼稚園遊戯室のトラスに撓みが発生し、屋根が沈下してしまった。
17	京 都	10/05/07	1,668,200円	自動車ディーラー建物の空調機器負荷計算を誤ったため、空調機器の能力不足が発生した。
18	東 京	10/07/13	5,000,000円	木造共同住宅の界壁（壁面、天井面）に木造耐火仕様の強化石膏ボードを使用したところ、隣室への透過音が規定の遮音性能基準を満たすことが出来ず、改修のため1,000万円以上の損害となった。
19	大 阪	11/05/13	3,177,955円	ひび割れ抑制のための鉄筋量不足によりオフィスビルの床面全面にクラックが発生した。
20	北海道	14/03/13	45,748,710円	構造計算ミスがあり、積雪荷重で倉庫棟が倒壊してしまった。

上記保険金支払額は実際の損害額のうち建築士事務所の過失分として認定され、実際に支払われた額を記載しています。またご契約に際し設定された免責金額及び補修費用のうちで、改善と思われる金額は控除されています。なお、地盤の組織に係る事故は約款上の規定により、所定の割合分のみの金額となっています。

1. 団体割引について

会員の皆様方には20%の団体割引を適用します^(※)。詳細については取扱代理店または引受保険会社までお問合せ下さい。

また非会員事務所の皆様は一般契約としてご加入頂くため、団体割引が適用されない点にご注意下さい。

(※)加入者数によっては、団体割引率が変更となります。

2. 取扱代理店の業務

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店との間で有効に成立した契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

3. 個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>）および他の引受保険会社のホームページ をご参照ください。

4. ご加入にあたっての注意点

＜告知義務＞加入依頼書に★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

＜通知義務＞（建築士事務所賠償責任保険の場合）ご加入後に加入依頼書や保険料算出基礎数字申告書に記入された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。（請負業者賠償責任保

除の場合) ご加入後に加入依頼書や保険料算出基礎数字申告書に記入された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

5. 先取特権について

本保険契約において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

6. 重大事由による解除について

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合 等

7. 補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

このパンフレットは日事連・建築士事務所賠償責任保険(建築家賠償責任保険・請負業者賠償責任保険)の内容についてご紹介したものです。詳細はパンフレット記載の保険約款・特約条項によりませんが、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他この保険の内容についてご不明の点がありましたら、取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

賠償責任保険普通保険約款

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊（以下「事故」といいます。）について法律上の損害賠償責任を負担すること（以下「保険事故」といいます。）によって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条 (損害の範囲)

当社が保険金を支払う前条の損害は、次のいずれかに該当するものに限ります。

- ① 法律上の損害賠償金
法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。
- ② 争訟費用
損害賠償責任に関する争訟について被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
- ③ 損害防止軽減費用
第12条（事故の発生）(1)③の規定に基づき被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続を行いましたまたは既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合（④に規定する場合を除きます。）において、被保険者がその手続または手段のために当会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいいます。
- ④ 緊急措置費用
第12条(1)③の規定に基づき被保険者が必要な手続を行いましたまたは手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用または当会社の書面による同意を得て支出したその他の費用をいいます。
- ⑤ 協力費用
第13条（損害賠償請求解決のための協力）(1)の規定に基づき当社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当会社の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

第3条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
身体障害	人の傷害および疾病ならびにこれらに起因する後遺障害および死亡をいいます。
財物	財産的価値のある有体物をいいます。「有体物」とは、有形的存在を有する固体、液体または気体をいい、データ、ソフトウェアもしくはプログラム等の無体物、漁業権、特許権もしくは著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。
損壊	滅失、破損または汚損をいいます。「滅失」とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。「破損」とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。「汚損」とは、財物が予定または意図されない事由によって汚れることによりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。
売上高	保険期間中に被保険者が販売または提供する商品またはサービスの税込対価の総額をいいます。
完成工事高	保険期間中に被保険者が完成させる工事に関する税込収益の総額をいいます。
賃金	保険期間中に被保険者が労働の対価として被用者に支払う税込金銭の総額をいいます。
入場者	保険期間中に施設に入場する利用者の総数をいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

第4条 (責任の限度)

- (1) 当社は、法律上の損害賠償金については、1回の事故について、その額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して保険金を支払います。ただし、当社が支払う保険金の額は、保険証券に記載された支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を限度とします。
- (2) 当社は、争訟費用については、その全額に対して保険金を支払います。ただし、法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、次の算式により算出される金額のみに対して保険金を支払います。

$$\text{保険金の額} = \text{争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{法律上の損害賠償金の額}}$$

- (3) 当社は、損害防止軽減費用、緊急措置費用および協力費用については、それらの全額に対して保険金を支払います。

第5条 (保険責任の始期および終期)

- (1) 当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。

といます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。

- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後であっても、当社は、保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条 (告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が告知事項について故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)の事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
 - ③ 保険契約者または被保険者が事故による損害の発生前に告知事項につき書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、当社は、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害には適用しません。

第7条 (保険金を支払わない場合)

当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒ぎようまたは労働争議
- ③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮

第8条 (保険金を支払わない場合)

当社は、特約を付帯した場合を除き、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ② 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑤ 排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任

第9条 (調査)

- (1) 被保険者は、常に保険事故の発生を予防するために必要な措置を講じるものとします。
- (2) 当社は、保険期間中いつでも(1)の予防措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に請求することができます。

第10条 (通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当社への通知は必要ありません。
- (2) (1)の事実の発生によって危険増加（告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。）が生じた場合において、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通

知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (2)の規定は、当社が(2)の規定による解除の原因があった時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した事故による損害には適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。）を超えることとなった場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7) (6)の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、第19条の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第11条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第12条（事故の発生）

(1) 保険事故またはその原因となるべき偶然な事故が発生したことを保険契約者または被保険者が知った場合は、保険契約者または被保険者は、次の①から⑤までのすべての事項を履行しなければなりません。

- ① 事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所・氏名を、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく当会社に書面により通知すること。
 - ② 他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。）を遅滞なく当会社に書面により通知すること。
 - ③ 他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続をすることおよび既に発生した事故に係る損害の発生または拡大を防止するために必要なその他の一切の手段を講じること。
 - ④ あらかじめ当社の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。なお、応急手当、護送その他の緊急措置については、当社の承認を得る必要はありません。
 - ⑤ 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、直ちにその旨を当社に通知すること。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)に規定する義務に違反した場合は、当社は、第1条（保険金を支払う場合）の損害の額から次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① (1)①、②または⑤に規定する義務に違反したときは、それによって当社が被った損害の額
 - ② (1)③に規定する義務に違反したときは、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
 - ③ (1)④に規定する義務に違反したときは、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額

第13条（損害賠償請求解決のための協力）

- (1) 当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく(1)の協力の要求に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条（保険料の精算）

- (1) 保険料が売上高、完成工事高、賃金または入場者等に対する割合によって定められる場合は、保険契約者は、保険契約の終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な書類を当社に提出しなければなりません。
- (2) 当社は、保険期間中および保険契約の終了後1年間に限り、保険契約者または被保険者の書類のうち保険料を算出するために必要と認めるものをいつでも閲覧することができます。
- (3) (1)および(2)の書類に基づいて算出された保険料（保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、最低保険料とします。）と当社が既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、当社は、遅滞なく、

その差額を保険契約者に請求または返還します。

第15条（保険契約の無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。

第16条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者による詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第18条（重大事由による解除）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。以下同様とします。）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。）を解除することができます。

(3) (1)または(2)の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、次条の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、(3)の規定は、次の損害については適用しません。

- ① (1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第19条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第20条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）

(1) 第6条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 第10条（通知義務）(2)の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未経過期間（危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(3) 保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り）は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定により当社がこの保険契約を解除することができるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生

じた時より前に発生した事故による損害には適用しません。

- (6) (1)および(2)に規定する場合のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知して承認を請求し、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間（条件を変更する時以降の期間をいいます。）に対する保険料を返還しまたは請求します。
- (7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第21条（保険料の返還—無効または失効の場合）

- (1) 第15条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効した場合は、当会社は、未経過期間（失効した時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第22条（保険料の返還—取消しの場合）

第16条（保険契約の取消し）の規定により当会社が保険契約を取り消した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第23条（保険料の返還—解除の場合）

- (1) 第6条（告知義務）(2)、第10条（通知義務）(2)もしくは(6)、第18条（重大事由による解除）(1)または第20条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間（解除の時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第17条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、保険料から既経過期間（保険期間の初日から解除の時までの期間をいいます。）に対して別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、保険料が売上高、完成工事高、賃金または入場者等に対する割合によって定められたものであるときは、第14条（保険料の精算）(3)の規定に基づいて保険料を精算します。

第24条（先取特権—法律上の損害賠償金）

- (1) 第1条（保険金を支払う場合）の事故につき被保険者に対して損害賠償請求権を有する者（以下「被害者」といいます。）は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（第2条（損害の範囲）①の損害に対するものに限ります。以下この条において同様とします。）について先取特権を有します。
- (2) 当会社が第2条①の損害に対して保険金を支払うのは、次のいずれかに該当する場合に限ります。
- ① 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済した後に、当会社から被保険者に支払う場合（被保険者が弁済した金額を限度とします。）
 - ② 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被保険者の指図により、当会社から直接、被害者に支払う場合
 - ③ 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被害者が被保険者の当会社に対する保険金請求権についての先取特権を行使したことにより、当会社から直接、被害者に支払う場合
 - ④ 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（被害者が承諾した金額を限度とします。）
- (3) 保険金請求権は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または(2)③の場合を除き、差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第25条（保険金の請求）

- (1) 被保険者の保険金請求権は、第2条（損害の範囲）①の損害に対するものは保険事故による損害が発生した時に、同条②から⑤までの損害に対するものは被保険者が費用を支出した時に、それぞれ発生します。
- (2) 被保険者の保険金請求権は、次に定める時から、これを行使できるものとします。
- ① 第2条①の損害に対するものは、判決、調停もしくは裁判上の和解または被保険者と被害者の間の書面による合意のいずれかによって被保険者の損害賠償責任の有無および第1条（保険金を支払う場合）の損害の額が確定した時
 - ② 第2条②から⑤までの損害に対するものは、第1条の損害の額が確定した時
- (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを保険証券に添えて当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
 - ② 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調

書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書

- ③ 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
 - ④ 被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
 - ⑤ 第2条②から⑤までの費用の支出を証する領収書または精算書
 - ⑥ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (4) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を保険契約者または被保険者に対して求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力を行わなければなりません。
- (5) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(4)に規定する義務に違反した場合または(3)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第26条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、被保険者が前条(3)に規定する手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認を行うため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するために行う警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる事項の確認または照会もしくは調査に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくこれらの実行を妨げ、またはこれらに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

第27条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第28条（時効）

保険金請求権は、第25条（保険金の請求）(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第29条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権

を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は、次の額を限度として当社に移転します。

- ① 当社が損害額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社に移転する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。保険契約者または被保険者が当社に協力するために支出した費用は、当社の負担とします。

第30条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第31条 (準拠法)

この保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 (短期料率表)

既経過期間	7日	15日	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	1年
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

保険料に関する規定の変更特約条項

第1節 用語の定義

第1条 (用語の定義)

この特約条項において、用語の定義は、下表のとおりです。

用語	定義
既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。
初回保険料	保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。
書面等	書面または当社の定める通信方法をいいます。
追加保険料	契約内容変更時等に当社が追加して請求する保険料をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間が1年以上の場合には保険期間の初日からその日を含めて1年間とし、保険期間が1年未満の場合には保険期間の末日までとします。次年度以降については、保険期間の初日応当日からその日を含めてそれぞれ1年間とし、保険期間の初日応当日から保険期間の末日までが1年未満の場合には保険期間の末日までとします。ただし、保険証券にこれと異なる記載がある場合には、保険証券の記載によります。
未経過期間	保険期間中の特定の日(翌日から)から保険期間の末日までの期間のことをいいます。

第2節 保険料の払込み

第1条 (保険料の払込方法等)

- (1) 保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結の際に定めた回数および金額に従い、保険証券記載の払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合には、初回保険料は、この保険契約の締結と同時に払い込まなければなりません。
- (2) 次の①および②のすべてを満たしている場合は、当社は、初回保険料払込前の事故による損害に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款、特別約款および特約条項(以下「適用約款」といいます。)に規定する初回保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
 - ① 保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。
 - ② 次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。
保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末
- (3) 次のすべてに該当する場合には、最初に保険料の払込みを怠った保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末までに被保険者が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額を当社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当社が保険金を支払っていた場合は、当社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。
 - ① 保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合

- ② 保険契約者が、事故の発生の日以前に到来した保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料について払込みを怠った場合
- (4) 次のすべてに該当する場合は、当社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害に対して保険金を支払います。
 - ① 事故の発生の日が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合
 - ② 保険契約者が、初回保険料をその保険料の保険証券記載の払込期日までに払い込むことの確約を行った場合
 - ③ 当社が②の確約を承認した場合
- (5) (4)②の確約に反して、保険契約者が(2)②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。

第2条 (保険料の払込方法—口座振替方式)

- (1) 保険契約の締結の際に、次のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、保険証券記載の払込期日に保険料(追加保険料を含みます。)を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、保険証券記載の払込期日の前日までにその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を指定口座(保険契約者の指定する口座をいいます。以下この条において同様とします。)に預けておかなければなりません。
 - ① 指定口座が、提携金融機関(当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。)に設定されていること。
 - ② 当社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされていること。
- (2) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、保険証券記載の払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の初回保険料の払込期日に初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を第1条(保険料の払込方法等)(2)②に規定する期日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が第1条(保険料の払込方法等)(2)②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合において、下表の左欄のいずれかの事由に該当するときは、それに対応する下表の右欄の規定を適用します。

① 初回保険料の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるとき。 ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。	保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその初回保険料の保険証券記載の払込期日とみなしてこの特約条項の規定を適用します。
② 初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対して保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。	第1条(2)②の「保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末」を「保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対して保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

第3条 (保険料の払込方法—クレジットカード払方式)

- (1) 保険契約の締結の際に、次のすべてに該当する場合は、保険契約者は、保険料(追加保険料を含みます。)をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。
 - ① 保険契約者からクレジットカード払の方式による保険料払込みの申出がある場合
 - ② 当社が①の申出を承認する場合
- (2) (1)の場合、次の規定の適用においては、当社が保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、払込みに使用されるクレジットカード(当社の指定するクレジットカードに限り、以下同様とします。)が有効であること等の確認を行ったことをもって、保険料が払い込まれたものとみなします。
 - ① 第1条(保険料の払込方法等)(1)および同条(2)
 - ② 第5条(第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)(1)
- (3) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、(2)の規定は適用しません。
 - ① 当社が、クレジットカード会社からその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレ

ジットカード会社に対してその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を既に払い込んでいるときは、保険料が払い込まれたものとみなして(2)の規定を適用します。

② 会員規約等に規定する手続が行われない場合

(4) (3)①の保険料相当額を領収できない場合は、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。

(5) 当会社がクレジットカード会社から保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者は、それ以降の保険料（追加保険料を含みます。）については、当会社が承認しないかぎり、クレジットカード払の方式による払込みは行わないものとします。

第4条（クレジットカード払方式以外への変更）

保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）(5)の規定に基づき当会社がクレジットカード払の方式による払込みを承認しないときは、保険契約者は当会社が定める時以降に請求する保険料（当会社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。）を当会社が定める方式および払込期日に従って払い込むものとします。ただし、当会社が定める方式には、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式を含みません。

第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）

(1) 第2回目以降の保険料について、保険契約者が次に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その保険証券記載の払込期日の翌日以降に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末

(2) 次のすべてに該当する場合は、当会社は、(1)の「その保険料を払い込むべき保険

証券記載の払込期日の属する月の翌月末」を「その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対してその保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年を超えない保険契約において、この規定が既に適用されている保険契約者に対して、当会社は、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

① 保険料払込方法が口座振替の方式の場合

② 保険契約者が(1)に規定する期日までの第2回目以降の保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めた場合

第3節 保険契約の解除の特則

第1条（保険料不払による保険契約の解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

① 初回保険料について、第2節第1条（保険料の払込方法等）(2)

②に規定する期日までに、その払込みがない場合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないときとします。

② 保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料について、第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合

③ 保険料の払込方法が分割払（年払を除きます。以下同様とします。）の場合において、保険証券記載の払込期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（保険証券記載の払込期日の次回の保険証券記載の払込期日をいいます。以下同様とします。）までに、次回払込期日に払い込むべき保険料の払込みがないとき。

④ 第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みを怠った場合（同節第1条(1)①または②の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。）。ただし、変更手続き完了のお知らせに追加保険料払込期日（当会社が第4節第1条(1)②の通知を受けた場合または同節第1条(1)①もしくは同節第1条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。以下同様とします。）が記載されている場合は、この規定を適用しません。

⑤ 追加保険料払込期日を設定した場合において、第4節第1条(4)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。

⑥ 保険料の払込方法が分割払の場合において、保険契約者が保険料を第2節第1条(2)②に規定する期日または同節第5条(1)に規定する期日までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその次回に払い込むべき保険料の払込みを怠ったと当会社が認めるとき。

(2) (1)⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当会社が既に支払った保険金（払込みを怠ったと当会社が認めた保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の前回の保険証券記載の払込期日の翌日以降に発生した事故による損害に対して、支払った保険金に限りま。）があるときは、当会社はこの保険金相当額の返還を請求することができます。

第2条（保険契約者による保険契約の解除の特則）

(1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第17条（保険契約者による保険契約の解除）に定める解除の通知が行われた場合において、当会社が保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければ保険契約を解除することができません。

(2) 普通保険約款第17条（保険契約者による保険契約の解除）による保険契約の解除後に当会社が保険料を請求し、第1条（保険料不払による保険契約の解除）(1)のいずれかに該当した場合には、当会社は、普通保険約款第17条に規定する保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第3条（保険契約解除の効力）

普通保険約款第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、第1条（保険料不払による保険契約の解除）(1)または第2条（保険契約者による保険契約の解除の特則）(2)の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 第1条(1)①の規定による解除の場合	保険期間の初日
② 第1条(1)②の規定による解除の場合	第1条(1)②に規定する保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
③ 第1条(1)③の規定による解除の場合	第1条(1)③に規定する次回払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
④ 第1条(1)④の規定による解除の場合	第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みを怠った日
⑤ 第1条(1)⑤の規定による解除の場合	第4節第1条(4)に規定する期日または保険期間の末日のいずれか早い日
⑥ 第1条(1)⑥の規定による解除の場合	第1条(1)⑥に規定する期日の前月の保険証券記載の払込期日
⑦ 第2条(2)の規定による解除の場合	普通保険約款第17条（保険契約者による保険契約の解除）により解除した日

第4節 保険料の返還、追加または変更

第1条（保険料の返還、追加または変更）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。

① 普通保険約款第6条（告知義務）(3)③に定める承認をする場合

② 普通保険約款第10条（通知義務）(1)に定める通知を受けた場合

(2) 当会社は、(1)のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当会社に書面等により通知した保険契約の条件の変更を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。

(3) (1)および(2)の場合においては、下表の規定により取り扱います。

① 保険料払込方法が一時払の場合	保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき当会社が算出した、未経過期間に対する保険料（(1)②の場合は、保険契約者または被保険者の通知に基づき、普通保険約款第10条（通知義務）(1)に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。）を返還し、または追加保険料を請求します。
------------------	---

② 保険料払込方法が一時払以外の場合(保険料払込方法が一時払以外であっても、第2節第1条(保険料の払込方法等)(1)に規定するすべての回数の払込みが終了した場合で、この規定により変更すべき保険料がないときまたは保険期間を延長し、もしくは短縮するときは、①に規定する方法により取り扱います。)	下表に規定する保険料を保険契約の条件の変更に後の保険料(①②の場合は、保険契約者または被保険者の通知に基づき、普通保険約款第10条(1)に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。)に変更します。ただし、契約内容変更日の属する保険年度においては、当社が認める場合は、①に規定する方法により取り扱います。			
	<table border="1"> <tr> <td>ア. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がある場合</td> <td>当社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料</td> </tr> <tr> <td>イ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合</td> <td>当社が通知を受けた日または承認した日以降の保険料</td> </tr> </table>	ア. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がある場合	当社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料	イ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合
ア. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がある場合	当社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料			
イ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合	当社が通知を受けた日または承認した日以降の保険料			

(4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合(①①または②の場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。)、追加保険料領取前に生じた事故(当社が①②の通知を受けた場合、または①①もしくは②の承認をする場合に、通知に係る危険増加が生じた日または当社が承認を行った日以降、かつ、追加保険料を領取する前に生じた事故をいいます。ただし、当社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めるときは、保険期間の初日以降、かつ、追加保険料を領取する前に生じた事故をいいます。))による損害に対しては、次の①または②の規定に従います。ただし、追加保険料払込期日を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。

- 追加保険料払込期日の属する月の翌月末
- ① (1)および(3)の規定に基づき当社が追加保険料を請求した場合は、当社は、保険金を支払いません(①①または②の場合は、第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除)(1)④の規定により解除できるときに限り)。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。
- ② (2)および(3)の規定に基づき当社が追加保険料を請求した場合は、当社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。
- (5) 保険契約の失効の場合は、当社は、付表1に規定する保険料を返還します。
- (6) 次のいずれかの規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、付表1に規定する保険料を返還します。
- ① 普通保険約款第6条(告知義務)(2)
 - ② 普通保険約款第10条(通知義務)(2)または(6)
 - ③ 普通保険約款第18条(重大事由による解除)(1)または(2)
 - ④ 第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除)(1)
 - ⑤ 第3節第2条(保険契約者による保険契約の解除の特則)(2)
- (7) 普通保険約款第17条(保険契約者による保険契約の解除)により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当社は、付表2に規定する保険料を返還し、または請求できます。ただし、適用約款に保険料の精算に関する規定がある場合(保険料が、売上高、完成工事高、賃金または入場者等に対する割合によって定められたものである場合を含みます。))は、その規定に基づいて保険料を精算します。

第2条(追加保険料の払込み等-口座振替方式の場合の特則)

- (1) 次の規定に基づき当社が請求した追加保険料について、追加保険料払込期日に追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)に規定する期日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- ① 第2節第2条(保険料の払込方法-口座振替方式)
 - ② 第1条(3)
- (2) 次のすべてに該当する場合は、当社は、第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)の「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対して追加保険料払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年の保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。
- ① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合
 - ② ①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めた場合
- (3) 当社は、次の①および②のすべてに該当する場合においては、追加保険料払込期日の属する月の翌月の当日を追加保険料払込期

日とみなして下表の規定を適用します。

- ① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合
- ② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

ア. 第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除)
イ. 普通保険約款第19条(保険契約解除の効力)および第3節第3条(保険契約解除の効力)
ウ. 第2条(追加保険料の払込み等-口座振替方式の場合の特則)(1)および(2)
エ. 第4条(保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い)

- (4) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当社が保険料を返還するときは、当社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当社の定める回数に分割し、当社の定める日に指定口座(この保険契約の保険料に関して、当社が提携金融機関に対して口座振替請求を行う口座をいいます。)に振り込むことにより行うことができるものとします。
- (5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第3条(追加保険料の払込み等-クレジットカード払方式の場合の特則)

- (1) 次の規定に基づき当社が請求した追加保険料について、第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)の規定の適用においては、当社が追加保険料の払込みに使用されるクレジットカードが有効であること等の確認を行ったことをもって、その追加保険料が払い込まれたものとみなします。
- ① 第2節第3条(保険料の払込方法-クレジットカード払方式)
 - ② 第1条(3)
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合は(1)の規定を適用しません。
- ① 当社がクレジットカード会社から追加保険料相当額を領取できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、その追加保険料が払い込まれたものとみなして(1)の規定を適用します。
 - ② 会員規約等に規定する手続が行われない場合
- (3) (2)①の追加保険料相当額を領取できない場合は、当社は、保険契約者に追加保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ追加保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。
- (4) 保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、当社が保険料を返還するときは、当社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当社の定める回数に分割し、当社の定める日に次のいずれかの方法によって行うことができます。
- ① 保険契約者の指定する口座への振込み
 - ② クレジットカード会社経由の返還
- (5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第4条(保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い)

- (1) 当社が第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、次のすべてに該当するときは、当社は、同条(4)の規定にかかわらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その事故による損害に対して保険金を支払います。
- ① 事故の発生の日が、追加保険料払込期日以前であること。
 - ② 事故の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること。
- (2) (1)の場合において、事故の発生の日が初回保険料払込期日以前のときは、(1)に規定する「事故の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第2節第1条(保険料の払込方法等)(4)②に規定する確約を行い、かつ、当社が承認した場合は、当社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害に対して保険金を支払います。
- (3) 当社が第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、保険契約者が同条(4)に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、その払込期日の翌日以降に発生した事故による損害に対しては、次の規定に従います。
- ① 追加保険料が、第1条(1)および(3)の規定により請求したものである場合は、当社は、保険金を支払いません。
 - ② 追加保険料が、第1条(2)および(3)の規定により請求したものである場合は、当社は、保険契約条件の変更の通知がなかったも

のとして、適用約款に従い、保険金を支払います。

- (4) 第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)②の規定に基づき、当社が保険料を変更した場合、(1)から(3)までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。
- (5) 第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)ただし書の規定が適用され、かつ、事故が発生した場合において、次の①から③までに規定する日時の確認に関して、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、保険契約者または被保険者は、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当社が行う確認に協力しなければなりません。
- ① 普通保険約款第6条（告知義務）(3)③に規定する訂正の申出が行われた日時
 - ② 普通保険約款第10条（通知義務）(1)または第1条(2)に規定する通知が行われた日時
 - ③ 事故の発生の日時

第5条（精算保険料に関する特則）

普通保険約款第14条（保険料の精算）(3)、第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）(7)ただし書およびその他の保険料の精算に関する適用約款の規定により当社が請求または返還する保険料については、第2節および第1条（保険料の返還、追加または変更）(2)の規定を適用しません。

第5節 その他事項

第1条（適用約款との関係）

- (1) この特約条項が付帯された保険契約においては、普通保険約款の次の規定を適用しません。
- ① 第20条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）
 - ② 第21条（保険料の返還一無効または失効の場合）(2)
 - ③ 第23条（保険料の返還一解除の場合）
- (2) この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、適用約款の規定を適用します。

付表1 失効・当社による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年	一時払、 一時払以外	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額（保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。） (2) 未払込保険料（未経過期間に対応する保険料を含みます。以下同様とします。）がある場合は、(1)の額からその未払込保険料を差し引いた額
1年未満	一時払、 一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額
1年超	一時払	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、保険契約が失効した日または解除された日時点を経過年月とした付表3の「長期保険未経過料率」を乗じて算出した額（保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。） (2) 未払込保険料がある場合は、(1)の額からその未払込保険料を差し引いた額
	一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額

付表2 保険契約者による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1） (2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当社の申出に応じて保険契約者が中途更新（保険契約が解除された日を保険期間の初日として当社と保険契約を締結することをいいます。以下同様とします。）を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1） (3) 未払込保険料がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料を差し引いた額

1年	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1） (2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い当社の申出に応じて保険契約者が中途更新を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1） (3) 未払込保険料がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料を差し引いた額
1年未満	一時払	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1） (2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当社の申出に応じて保険契約者が中途更新を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1） (3) 未払込保険料がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料を差し引いた額
1年超	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、保険契約が解除された日時点を経過年月とした付表3の「長期保険未経過料率」を乗じて算出した額（*1） (2) 未払込保険料がある場合は、(1)の額からその未払込保険料を差し引いた額
	年払	保険期間が1年の場合における払込方法が一時払のときの算出方法に準じて算出した額
	年払	保険期間が1年の場合における払込方法が一時払以外のときの算出方法に準じて算出した額

(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

付表3 長期保険未経過料率

経過年月	2年	3年	5年
1か月	7日まで95% 15日まで93% 16日以上88%	7日まで97% 15日まで95% 16日以上92%	7日まで98% 15日まで97% 16日以上95%
2か月	83%	88%	93%
3か月	78%	85%	91%
4か月	73%	82%	89%
5か月	68%	78%	87%
6か月	65%	77%	86%
7か月	63%	75%	85%
8か月	60%	73%	84%
9か月	58%	72%	83%
10か月	55%	70%	82%
11か月	53%	68%	81%
1年0か月	50%	67%	80%
2年0か月	0%	33%	60%
3年0か月		0%	40%
4年0か月			20%
5年0か月			0%

(注1) 経過年月について、1か月未満の端日数は切り上げて1か月とします。

(注2) 上表にない保険期間および経過年月については上表に準じて決定します。

この特約条項は、保険証券の特約条項欄に名称が記載されている場合に限り、適用されます。

共同保険に関する特約条項

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であり、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条 (幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生等の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条 (幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条(幹事保険会社の行う事項)の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条 (保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。

1 建築家職業危険特別約款

第1条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、被保険者または業務の補助者による設計業務の遂行に起因して発生した次のいずれかの事由(以下「事故」といいます。)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 設計業務の対象となった建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損
- ② ①に起因する他人の身体の障害
- ③ ①に起因する他人の財物(①の建築物を除きます。)の損壊

(2) 当社は、(1)①の事故が保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)中に日本国内において発見された場合に限り、保険金を支払います。

第2条 (用語の定義)

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
業務の補助者	被保険者の使用人その他被保険者の業務を補助する者をいいます。
設計業務	被保険者または業務の補助者が、日本国内において遂行する次の業務をいいます。ただし、イおよびウは、建築士資格を有する者により行われたものに限り、ア. 設計図書(建築物の建築工事実施のために必要な図面または仕様書をいいます。)の作成。「設計図書」には、施工図(設計図書を実際に施工に移す場合に作成される図面をいい、施工の方法・手段・手順・技術・安全計画等を示す工作図および施工計画図等を除きます。)を含みません。 イ. 施工者に対する指示書(建築物が設計図書の意図どおりに実現するように設計図書を補足する図面または文書をいいます。)の作成 ウ. 施工図承認書の作成
建築物	次のものをいいます。 ア. 建築基準法第2条第1号が規定する建築物 イ. アの建築物に付属し、これと物理的に一体をなしている工作物
建築家賠償責任保険契約	この保険契約の被保険者について当社との間で締結されたこの特別約款に基づく保険契約をいいます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款第7条(保険金を支払わない場合)および第8条(保険金を支払わない場合)に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、

保険金を支払いません。

- ① 建築物の瑕疵。ただし、建築物に外形的かつ物理的な滅失または破損を生じさせている場合を除きます。
- ② 建築主から提供された測量図または地質調査図等の資料の過誤
- ③ 保険期間開始前に遂行された設計業務。ただし、この規定は、その設計業務の遂行時(被保険者が設計図書、指示書または施工図承認書を完成させ、発注者に引き渡した時をいいます。以下同様とします。)に建築家賠償責任保険契約が締結されており、かつ、これがこの保険契約の保険期間の初日まで有効に継続されていた場合には適用しません。
- ④ 被保険者が事故の発生を予見できた(予見することができたと認められる合理的な理由がある場合を含みます。)設計業務
- ⑤ 建築物以外の工作物の設計に関する業務。ただし、この規定は、建築物の建築工事に付帯して行われる基礎工事の設計業務に起因する損害には適用しません。
- ⑥ 原子力事業者が所有、使用または管理する原子力施設の設計業務
- ⑦ 展示会、博覧会または興行場等の仮設建築物の設計業務
- ⑧ 日本国外の建築物の設計業務

第4条 (事故の発見)

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故の発生を知った場合は、普通保険約款第12条(事故の発生)(1)①に規定する事項のほか、事故が発見された日時を遅滞なく当会社に書面により通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)の通知を怠った場合は、当社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第5条 (責任の限度)

- (1) 当社は、普通保険約款第4条(責任の限度)の規定にかかわらず、1回の事故について、第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害の額(普通保険約款第2条(損害の範囲)⑤の協力費用を除きます。)が保険証券記載の免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して保険金を支払います。ただし、当社が支払う保険金の額は、保険証券に記載された支払限度額を限度とします。
- (2) 地質、地形または地盤の組織に関する事象(地盤の沈下、隆起、移動、振動、軟弱化、土砂崩れ、土砂の流出または地下水の増減等をいいます。)に起因する損害については、(1)の規定中「その超過額のみ」とあるのを「その超過額の50%のみ」と読み替えます。
- (3) 第3条(保険金を支払わない場合)③ただし書の場合において、保険期間開始前に遂行された設計業務に起因する損害について当社が支払う保険金の額は、(1)ただし書の規定にかかわらず、この保険契約において支払うべき保険金の額または事故の原因となった設計業務の遂行時に締結されていた建築家賠償責任保険契約において支払うべき保険金の額のうちいずれか低い額を限度とします。
- (4) 当社は、第2条(用語の定義)の「設計業務」ウの業務に起因する損害のうち、その業務の対象となった施工図の過誤に起因するものについては、普通保険約款第2条①の規定を次のとおり読み替えて(1)から(3)までの規定を適用します。
「① 法律上の損害賠償金

法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいい、次の額を控除したものとします。

- ア. 被保険者が施工者に対し損害の賠償を請求することができる金額
- イ. 被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額

第6条 (1事故の定義)

同一の原因または事由に起因する一連の事故は、発見の時もしくはは場所または被害者の数にかかわらず、「1事故」とみなし、最初の事故が発見された時にすべての事故が発見されたものとみなします。

第7条 (求償権の不行使)

当社は、普通保険約款第29条(代位)の規定に基づき当社に移転する権利のうち、業務の補助者に対するものに限り、これを行いません。ただし、損害がこれらの者の故意によって生じたものである場合を除きます。

第8条 (読替規定)

(1) この特別約款においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第5条(保険責任の始期および終期)(3)、第10条(通知義務)(4)および(7)ならびに第18条(重大事由による解除)(3)	発生した事故	発見された事故
第6条(告知義務)(3)③	事故による損害の発生前	事故が発見される前
第6条(4)、第10条(4)および(7)ならびに第18条(3)	事故による損害の発生後	事故が発見された後

(2) この特別約款においては、保険料に関する規定の変更特約条項を下表のとおり読み替えます。

保険料に関する規定の変更特約条項の規定	読替前	読替後
第2節第1条（保険料の払込方法等）(2)、第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)および第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)	生じた事故	発見された事故
第2節第1条(3)②および(4)①ならびに第4節第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）(1)①、②および(2)	事故の発生日	事故が発見された日
第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）(2)および第4節第4条(3)	発生した事故	発見された事故
第4節第4条(5)	事故が発生した	事故が発見された
第4節第4条(5)③	事故の発生日時	事故が発見された日時

第9条（普通保険約款等との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

2 建築物の定義修正特約条項（建築家職業危険特別約款用）

第1条（建築物の定義の修正）

この保険契約において、建築物には、門および塀を含みません。

第2条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および建築家職業危険特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

3 建築設備機能担保特約条項（建築家職業危険特別約款用）

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、建築家職業危険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する損害のほか、特別約款第3条（保険金を支払わない場合）①の規定にかかわらず被保険者または業務の補助者による設計業務の対象となった建築物の設備または遮音性能（遮音性能は、住宅に関するものに限り、）が所定の技術基準を満たさずに本来の機能を著しく発揮できない状態となったこと（以下「事故」といいます。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) 当社は、(1)の事故が保険証券記載の保険期間中に日本国内において発見された場合に限り、保険金を支払います。

第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
設備	国土交通大臣官房官庁営繕部監修の「建築設備設計基準」に掲げられた給排水衛生設備、電気設備（電力設備、通信・情報設備）または空気調和設備をいいます。
遮音性能	社団法人日本建築学会編集の「建築物の遮音性能基準と設計指針」に掲げられた遮音性能をいいます。
住宅	住宅の品質確保の促進に関する法律第2条第1項に規定された住宅をいいます。
所定の技術基準	次の基準をいいます。 ア. 設備に関しては、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の「建築設備設計基準」、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」およびこれらに準ずる仕様書等に定められた基準 イ. 遮音性能に関しては、建築基準法、住宅の品質確保の促進に関する法律、社団法人日本建築学会編集の「建築物の遮音性能基準と設計指針」およびこれらに準ずる仕様書（設計標準等を含みます。）等に定められた基準

第3条（責任の限度）

- (1) 第1条（保険金を支払う場合）(1)の事故に起因する損害については、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第4条（責任の限度）(1)の「支払限度額」および「免責金額」は、それぞれ次の金額とします。

支払限度額	1事故につき500万円、かつ、保険期間につき1,000万円
免責金額	保険証券に記載された免責金額

- (2) 第1条(1)の事故に起因する損害が特別約款により当社が保険金を支払う損害と同時に発生または発見された場合は、当社は、(1)の免責金額を適用しません。

第4条（読替規定）

この特約条項においては、特別約款の規定を下表のとおり読み替えます。

特別約款の規定	読替前	読替後
第6条（1事故の定義）	同一の原因または事由に起因する一連の事故	同一の設計業務による一連の事故

第5条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

4 建築物の滅失・破損に起因しない身体障害担保特約条項（建築家職業危険特別約款用）

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者または業務の補助者による設計業務の遂行に起因して発生した他人の身体の障害については、それが設計業務の対象となった建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損によるものであるかどうかにかかわらず、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) 当社は、(1)の身体の障害が保険証券記載の保険期間中に日本国内において発見された場合に限り、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）ならびに建築家職業危険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、身体の障害の発生または拡大を防止するために講じられた建築物の再構築、再施工、修理、交換その他の措置に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（読替規定）

この特約条項においては、特別約款を下表のとおり読み替えます。

特別約款の規定	読替前	読替後
第6条（1事故の定義）	同一の原因または事由に起因する一連の事故	同一の設計業務による一連の事故

第4条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

5 保険責任遡及等特約条項（建築家職業危険特別約款用）

第1条（責任の限度）

この保険契約において、建築家職業危険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合）③および第5条（責任の限度）(3)の規定は、被保険者または業務の補助者が初年度契約の保険期間開始前1年間に遂行した設計業務に起因する損害には適用しません。

第2条（用語の定義）

- (1) 特別約款第2条（用語の定義）の「建築家賠償責任保険契約」の定義を次のとおり読み替えます。

用語	定義
建築家賠償責任保険契約	この保険契約の被保険者について損害保険会社との間で締結されたこの特別約款に基づく保険契約をいいます。

- (2) 特別約款第2条の規定の末尾に、「初年度契約」の定義を追加します。

用語	定義
初年度契約	損害保険会社がこの保険契約と同一の補償を提供する約款に基づき同一の記名被保険者を引き受けた保険契約（以下「同種契約」といいます。）のうち、その保険期間の初日が最も早いものをいいます。ただし、初年度契約以降の同種契約とこの保険契約との間で保険期間が中断している期間がある場合は、その保険期間の初日が最近の中断期間より後であるもののうち最も早い同種契約を初年度契約とします。

第3条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

6 初期対応費用担保特約条項（賠償責任保険普通保険約款用）

第1条（初期対応費用の支払）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、同条に規定する事故またはこの保険契約に付帯される特別約款もしくは特約条項に規定する事故について、被保険者が初期対応費用（その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限ります。）を支出したことによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
初期対応費用	次の費用のうち、前条の事故に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用 イ. 事故現場の取り片付け費用 ウ. 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用 エ. 通信費 オ. 事故が他人の身体の障害である場合において、被害者に対する見舞金もしくは香典または見舞品購入費用。ただし、1事故において被害者1名につき保険証券の「見舞費用支払限度額」欄記載の額を限度とします。 カ. 書面による当会社の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び広告の掲載費用 キ. その他アからカまでに準ずる費用。ただし、他人の身体の障害以外の事故について被保険者が支払った見舞金または見舞品購入費用を含みません。

第3条（責任の限度）

(1) 当社は、1回の事故について、第1条（初期対応費用の支払）の損害の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。ただし、当社が支払う保険金の額は、保険証券記載の支払限度額を限度とします。(2)当社が法律上の損害賠償金および第1条の損害に対して支払う保険金の額は、(1)の金額を含めて、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

第4条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約条項の規定を適用します。

7 訴訟対応費用担保特約条項（賠償責任保険普通保険約款用）

第1条（訴訟対応費用の支払）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、同条に規定する事故またはこの保険契約に付帯される特別約款もしくは特約条項に規定する事故に起因して日本国内において提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用（その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限ります。）を支出したことによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
訴訟対応費用	次の費用のうち、前条の損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 事故原因の調査費用 カ. 意見書・鑑定書の作成費用 キ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用

第3条（責任の限度）

(1) 当社は、1回の事故について、第1条（訴訟対応費用の支払）の損害の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。ただし、当社が支払う保険金の額は、保険証券記載の支払限度額を限度とします。(2)当社が法律上の損害賠償金および第1条の損害に対して支払う保険金の額は、(1)の金額を含めて、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

第4条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約条項の規定を適用します。

8 保険料不精算特約条項（賠償責任保険普通保険約款用）

第1条（保険料算出の基礎）

(1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条（用語の定義）の規定にかかわらず、この保険契約において保険料を定めるために用いる次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
売上高	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）等において、被保険者が販売または提供した商品またはサービスの税込対価の総額をいいます。

完成工事高	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）等において、被保険者が完成させた工事に関する税込収益の総額をいいます。
賃金	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）等において、被保険者が労働の対価として被用者に支払った税込金銭の総額をいいます。
入場者	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）等において、施設に入場した利用者の総数をいいます。

(2) 当社は、この保険契約の保険料が(1)に規定するもの以外の金額または数量に対する割合によって定められる場合においては、(1)に準じて、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）等におけるその金額または数量を、保険料を定めるために用います。

第2条（保険料精算の不適用）

当社は、普通保険約款第14条（保険料の精算）(1)および(3)、第23条（保険料の返還－解除の場合）ならびにこの保険契約に付帯される特別約款または特約条項の保険料の精算の規定を適用しません。

第3条（保険金計算の特則）

当社は、保険金を支払う場合において、保険契約者または被保険者が申告した売上高、完成工事高、賃金もしくは入場者または第1条（保険料算出の基礎）(2)に規定する金額もしくは数量が実際の金額または数量に不足していたときは、申告された金額または数量に基づく保険料と実際の金額または数量に基づく保険料との割合により、保険金を削減して支払います。

第4条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの特約条項が付帯される特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

9 通知等変更特約条項（賠償責任保険普通保険約款用）

第1条（通知義務）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第10条（通知義務）の規定を次のとおり読み替えます。

「第10条（通知義務）」

- 保険契約締結の後、保険契約申込書その他の書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実（保険契約申込書その他の書類の記載事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、当社に申し出る必要はありません。
- (1)の事実がある場合（(4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。）は、当社は、その事実について変更依頼書を受領したかどうかにかかわらず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2)の規定は、当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- 保険契約者または被保険者が(1)に規定する手続を怠った場合は、当社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が変更依頼書を受領するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料率に変更前の保険料率より高くならなかったときを除きます。
- (4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害には適用しません。」

第2条（保険金の支払時期）

当社は、普通保険約款第26条（保険金の支払時期）の規定を次のとおり読み替えます。

「第26条（保険金の支払時期）」

- 当社は、被保険者が前条(3)に規定する手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険

契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認することが必要な事項
- (2) (1)の確認を行うために掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
 - ① (1)①から④までの事項を確認するために行う警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
 - ⑤ 損害賠償請求の原因となる事由もしくは事実の検証・分析を行うために特殊な専門知識・技術を要する場合、これらの事由もしくは事実が過去の事例・判例等に鑑みて特殊である場合または同一の事故により多数の者の身体の障害または多数の財物の損壊が生じる等被害が広範に及ぶ場合において、(1)①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 180日
- (3) (2)①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当社は、(2)①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) (1)から(3)までに掲げる事項の確認または照会もしくは調査に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくこれらの実行を妨げ、またはこれらに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。」

第3条（読替規定）

(1) この保険契約において、保険料に関する規定の変更特約条項の規定は、下表のとおり読み替えます。

保険料に関する規定の変更特約条項の規定	読替前	読替後
第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）(1)④ならびに第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)、(3)および(4)柱書	通知	承認の請求
第4節第1条(4)	危険増加	事実
第4節第1条(6)②	普通保険約款第10条（通知義務）(2)または(6)	普通保険約款第10条（通知義務）(2)

(2) (1)のほか、この保険契約に付帯される特別約款または特約条項において、普通保険約款第10条（通知義務）または普通保険約款第26条（保険金の支払時期）にかかわる規定がある場合は、それらの規定は、この特約条項の趣旨に従い読み替えるものとします。

第4条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約条項の規定を適用します。

以下の特約条項は、
日事連の会員の建築士事務所にのみ適用されます。

10 対象事故限定特約条項（初期対応費用担保特約条項用）

この保険契約において、初期対応費用担保特約条項第1条（初期対応費用の支払）(1)の規定は、次のとおり読み替えます。

「(1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、同条に規定する事故またはこの保険契約に付帯される特別約款もしくは特約条項に規定する事故（情報漏えい担保特約条項第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定するものを除きます。）について、被保険者が初期対応費用（その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限り、）を支出したことによって被る損害に対して、保険金を支払います。」

11 対象事故限定特約条項（訴訟対応費用担保特約条項用）

この保険契約において、訴訟対応費用担保特約条項第1条（訴訟対応費用の支払）(1)の規定は、次のとおり読み替えます。

「(1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、同条に規定する事故またはこの保険契約に付帯される特別約款もしくは特約条項に規定する事故（情報漏えい担保特約条項第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定するものを除きます。）に起因して日本国内において提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用（その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限り、）を支出したことによって被る損害に対して、保険金を支払います。」

12 責任の限度額に関する特約条項（建築家職業危険特別約款用）

第1条（責任の限度）

この保険契約において、建築家職業危険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第5条（責任の限度）(2)の規定は次のとおり読み替えます。「(2)地質、地形または地盤の組織に関する事象（地盤の沈下、隆起、移動、振動、軟弱化、土砂崩れ、土砂の流出または地下水の増減等をいいます。）に起因する損害については、(1)の規定中「その超過額のみ」とあるのを「その超過額の60%のみ」と読み替えます。」

第2条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

13 法適合確認業務追加担保特約条項（建築家職業危険特別約款用）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、建築家職業危険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する損害のほか、被保険者または業務の補助者による法適合確認業務の遂行に起因して発生した次のいずれかの事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 確認業務の対象となった建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損
- ② ①に起因する他人の身体の障害
- ③ ①に起因する他人の財物（①の建築物を除きます。）の損壊

第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
法適合確認業務	被保険者または業務の補助者が、日本国内において遂行する次の業務をいいます。 ア. 建築士法第20条の2第3項に規定された構造設計一級建築士が行う構造設計に関する法適合確認業務 イ. 同法第20条の3第3項に規定された設備設計一級建築士が行う設備設計に関する法適合確認業務

第3条（読替規定）

この特約条項においては、特別約款第3条（保険金を支払わない場合）または第5条（責任の限度）(3)およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定中「設計業務」とあるのを「法適合確認業務」と読み替えます。

第4条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

14 情報漏えい担保特約条項（建築家職業危険特別約款用）

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約条項により保険金を支払います。
- (2) 当社は、(1)の損害について、事故に起因する損害賠償請求（以下「請求」といいます。）が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に日本国内においてなされた場合に限り、保険金を支払います。

第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事故	被保険者または業務の補助者による設計業務または法適合確認業務の遂行に起因して発生した個人情報もしくは法人情報の漏えいまたはそのおそれを含みます。

被保険者	次の者をいいます。 ア. 記名被保険者 イ. 記名被保険者の役員または使用人。ただし、記名被保険者の業務に関する場合に限りま。
記名被保険者	保険証券に記載された被保険者をいいます。
個人情報	個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいい、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報を含みます。
法人情報	実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。
漏えい	個人情報が被害者以外の第三者に知られたこと（知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）または法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと（知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。
被害法人	漏えいした法人情報によって識別される法人をいいます。
第三者	次のアからエまでのいずれにも該当しない者をいいます。 ア. 保険契約者 イ. 被保険者 ウ. アまたはイの者によって個人情報の使用または管理を認められた事業者 エ. アまたはウの者の役員または使用人
ネットワーク	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、接続に使用される情報処理機器または設備および通信回線を含みます。
初年度契約	当会社がこの特約条項と同一の特約条項に基づき同一の記名被保険者を引き受けた保険契約（以下「同種契約」といいます。）のうち、その保険期間の初日が最も早いものをいいます。ただし、初年度契約以降の同種契約とこの保険契約との間で保険期間が中断している期間がある場合は、その保険期間の初日が最近の中断期間より後であるもののうち最も早い同種契約を初年度契約とします。
被害者	漏えいした個人情報によって識別される個人をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるにかかわらず、次の事由または請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 初年度契約の保険期間の開始時より前に保険契約者または被保険者がその発生またはそのおそれを知っていた個人情報または法人情報の漏えい（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
 - ② 保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
 - ③ 他人の身体の障害
 - ④ 他人の財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐欺またはその使用の不能もしくは阻害。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐欺に起因して発生した個人情報の漏えいまたはそのおそれに対しては、この規定を適用しません。
 - ⑤ クレジットカード番号、口座番号または暗証番号等が漏えいし、これらの番号が使用されたことによって生じた他人の経済的な損害
 - ⑥ 被保険者によって、または被保険者のために行われた広告・宣伝活動、放送活動または出版活動
 - ⑦ 株価または売上高の変動
 - ⑧ 法人情報の漏えいまたはそのおそれに起因する信用のき損、信頼の失墜またはブランド力の低下
 - ⑨ 被保険者が第三者に法人情報を提供または取扱いを委託したことが法人情報の漏えいまたはそのおそれにあたることとなされた請求
 - ⑩ 記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- (2) 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合は、当会社は、一切の損害（ただし、その訴訟を提起した者に係る部分に限りま。）に対して、保険金を支払いません。

第4条（責任の限度）

- (1) 第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害について、当会社は、損害の額がそれぞれ下欄に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して保険金を支払います。ただし、当会社が支払う保険金の額は、下欄記載の支払限度額を限度とします。

免責金額：被保険者ごとに、それぞれの加入者証記載の免責金額 支払限度額：1請求につき3,000万円
--

- (2) 当会社が支払う保険金の額は、(1)の金額を含めて、下欄に記載す

る支払限度額を限度とします。

支払限度額：被保険者ごとに、それぞれ加入者証記載の支払限度額

第5条（1請求の定義）

支払限度額または免責金額の適用にあたり、同一の原因または事由に起因する一連の請求は、請求の時もしくは場所または請求者の数にかかわらず、「1請求」とみなし、被保険者に対して最初の請求がなされた時にすべての請求がなされたものとみなします。

第6条（読替規定等）

- (1) この特約条項においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第4条（責任の限度）(1)	1回の事故について	1請求について
第5条（保険責任の始期および終期）(3)、第10条（通知義務）(4)および(7)ならびに第18条（重大事由による解除）(3)	発生した事故	なされた請求
第6条（告知義務）(3)③	事故による損害の発生前	請求がなされる前
第6条(4)、第10条(4)および(7)ならびに第18条(3)	事故による損害の発生後	請求がなされた後

- (2) この特約条項においては、保険料に関する規定の変更特約条項を下表のとおり読み替えます。

保険料に関する規定の変更特約条項の規定	読替前	読替後
第2節第1条（保険料の払込方法等）(2)	初回保険料払込前の事故	初回保険料払込前になされた請求
第2節第1条(2)、第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)および第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)	生じた事故	なされた請求
第2節第1条(3)②および(4)①ならびに第4節第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）(1)①、②および(2)	事故の発生日	請求がなされた日
第2節第1条(4)ならびに第4節第4条(1)および(2)	事故による損害	請求による損害
第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）(2)および第4節第4条(3)	発生した事故	なされた請求
第4節第4条(5)	事故が発生した	請求がなされた
第4節第4条(5)③	事故の発生日時	請求がなされた日時

第7条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないうち、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

15 保険料支払に関する特約条項（賠償責任保険用）

第1条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金を行う最初の集金日が属する月の翌々月末までに当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)に定める払込期日までに保険料を払い込まない場合は、当会社は、保険料を領取する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができるものとします。
- (3) (2)の解除の効力は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、保険証券に記載された保険期間の初日に遡及して生じるものとします。

第2条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないうち、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約条項の規定を適用します。

以下の特別約款・特約条項は、オプションプランにご加入いただいた日事連の会員の建築士事務所のみ適用されます。

16 構造基準未達による建築物の滅失または破損を伴わない瑕疵に関する特約条項（建築家職業危険特別約款用）

加入者証の「構造基準未達時補償」欄に支払限度額が記載されている場合に、適用されます。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、建築家職業危険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害のほか、被保険者または業務の補助者による構造設計業務の遂行に起因して生じた事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

に対して、保険金を支払います。

- (2) 当社は、(1)の事故が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に日本国内において発見された場合に限り、保険金を支払います。

第2条（損害の範囲）

当社が保険金を支払う前条の損害は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（損害の範囲）に規定するもののうち、①、②または③のいずれかに該当するものに限り、

第3条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
構造設計業務	設計業務のうち、建築士法に規定する「構造設計図書」の設計業務をいいます。
事故	構造設計業務の対象物である建築物が、建築確認済証の交付を受けた時点の建築基準法第20条に規定する基準を満たさないことをいいます。
建築物	建築基準法第20条第1号、第2号または第3号に規定する建築物をいいます（建築中のものを含まず）。

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）ならびに特別約款第3条（保険金を支払わない場合）②～⑧までに規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 所定の資格を有しない者が遂行した構造設計業務
- ② 構造設計業務に関する事項を記載した帳簿等を保存または備えていないことに起因する損害
- ③ コンピュータ、集積回路、プログラムまたはそれらを内蔵する機器等がデータを認識できないことに起因する損害
- ④ 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性
- ⑤ 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性

- (2) 当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、構造設計業務の再遂行に要する費用については、保険金を支払いません。

第5条（責任の限度）

当社は、普通保険約款第4条（責任の限度）(1)および(2)の規定にかかわらず、第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する損害の合計額が下欄記載の免責金額を超過する場合に限り、その超過額に下欄記載の縮小支払割合を乗じた額に対して保険金を支払います。ただし、当社が支払う保険金の額は、下欄記載の支払限度額を限度とします。

支払限度額	被保険者ごとに、それぞれの加入者証記載の支払限度額
免責金額	1事故につき500万円
縮小支払割合	80%

第6条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

17 建築基準関連法令の基準未達による建築物の滅失または破損を伴わない瑕疵に関する特約条項（建築家職業危険特別約款用）

加入者証の「建築基準法等基準未達時補償」欄に支払限度額が記載されている場合に、適用されます。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、建築家職業危険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害のほか、被保険者または業務の補助者による設計業務の遂行に起因して生じた事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- (2) 当社は、(1)の事故が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に日本国内において発見された場合に限り、保険金を支払います。

第2条（損害の範囲）

当社が保険金を支払う前条の損害は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（損害の範囲）に規定するもののうち、①、②または③のいずれかに該当するものに限り、

第3条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事故	設計業務の対象物である建築物が、建築確認済証の交付を受けた時点の建築基準関連法令に規定する基準を満たさないことをいいます。
建築基準関連法令	別表に規定する法令およびその関連法令（これらの範囲内で制定される政令、省令および条例を含みます。）をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）ならびに特別約款第3条（保険金を支払わない場合）②～⑧までに規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 所定の資格を有しない者が遂行した設計業務
- ② 設計業務に関する事項を記載した帳簿等を保存または備えていないことに起因する損害
- ③ コンピュータ、集積回路、プログラムまたはそれらを内蔵する機器等がデータを認識できないことに起因する損害
- ④ 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性
- ⑤ 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性

- (2) 当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、設計業務の再遂行に要する費用については、保険金を支払いません。

第5条（責任の限度）

当社は、普通保険約款第4条（責任の限度）(1)および(2)の規定にかかわらず、第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する損害の合計額が下欄記載の免責金額を超過する場合に限り、その超過額に下欄記載の縮小支払割合を乗じた額に対して保険金を支払います。ただし、当社が支払う保険金の額は、下欄記載の支払限度額を限度とします。

支払限度額	被保険者ごとに、それぞれの加入者証記載の支払限度額
免責金額	1事故につき30万円
縮小支払割合	80%

第6条（普通保険約款等との関係）

- (1) 当社は、事故が第1条（保険金を支払う場合）と建築設備機能担保特約条項第1条（保険金を支払う場合）のいずれにも該当する場合は、建築設備機能担保特約条項の規定に従い、保険金を支払います。
- (2) この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

【別表】

（建築基準関連法令）

建築基準法（第20条に関するものは除きます）、消防法、屋外広告物法、港湾法、高圧ガス保安法、ガス事業法、駐車場法、水道法、下水道法、宅地造成等規制法、流通業務市街地の整備に関する法律、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、都市計画法、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律、浄化槽法、特定都市河川浸水被害対策法、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）・都市緑地法

18 請負業者特別約款

加入者証の「建物調査業務中賠償補償」欄に支払限度額が記載されている場合に、適用されます。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害は、次のいずれかの事由に起因するものに限り、

- ① 保険証券記載の記名被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）にかかる保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の遂行
- ② 仕事の遂行のために記名被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設（②⑥または⑦の者がその立場で所有、使用または管理するものを含みます。以下「施設」といいます。）

- (2) この特別約款において、被保険者とは、次の者をいいます。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者および記名被保険者の下請負人の使用人
- ③ 記名被保険者および記名被保険者の下請負人が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関
- ④ 記名被保険者が法人以外の社団である場合は、その構成員
- ⑤ 記名被保険者が自然人である場合は、その同居の親族
- ⑥ 記名被保険者の下請負人
- ⑦ 保険証券記載の発注者

- (3) 被保険者相互間における他の被保険者は、普通保険約款第1条の「他人」とみなしません。ただし、記名被保険者が②②から④までの者に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は、その②②から④までの者を「他人」とみなします。

- (4) 当社は、(1)の事由に起因する事故が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に日本国内（保険証券の「適用地域」欄にこれと異なる記載がある場合は、その地域とします。）において発生した場合に限り、保険金を支払います。

第2条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者等	第1条(保険金を支払う場合)②①、⑥または⑦の者をいいます。
作業場内工作車	作業場(仕事を行っている場所であって、不特定多数の人の出入りが制限されている場所をいいます。以下同様とします。)の内部において記名被保険者等が仕事の遂行のために所有、使用または管理する次のいずれかに該当する車両をいいます。ただし、ダンプカーを含みません。 ア. 排土または整地機械として使用する工作車(ブルドーザー、アンクルドーザー、タイヤドーザー、スクレーパー、モーターグレーダー、レーキドーザー、モータースクレーパー、ロータリースクレーパー、ロードスクレーパー、キャリオール、ロードローラー、除雪用スノーブ라우等) イ. 万能掘削機械として使用する工作車(エクスカバータ、パワーショベル、ドラグライン、クラムシエル、バックホー、ドラグショベル、ショベルカー、スクープモービル、ロッカーショベル、バケットローダー、ショベルローダー、バイルドライバ、アースオーガ、アースドリル等) ウ. 揚重専用機械として使用する工作車(トラッククレーン、クレーントラック、ホイールクレーン、クレーンカー等) エ. 積込機械として使用する工作車(トラクターショベル、スイングローダー、モートルローダー、エキスカバータローダ、フォークリフト、ストラドルキャリア等) オ. ポータブルコンプレッサ、ポータブルコンペアー、発電機自動車、コンクリートポンプ、ワゴンドリル カ. アからオまでに規定する車両をけん引するトラクター、整地用または農耕用トラクター キ. 道路建設用または補修用機械として使用する工作車(マカダムロードローラー、タンデムローラー、タイヤローラー、アスファルトフィニッシャー等) ク. コンクリートミキサーカー、ミキサーモービル、コンクリートアジテーター、生コンクリート運搬自動車、木材防腐加工自動車、高所作業車、芝刈り機、清掃作業車

第3条 (保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款第7条(保険金を支払わない場合)および第8条(保険金を支払わない場合)に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、普通保険約款第7条①および第8条③の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

- ① 土地の掘削、地下または基礎に関する工事の遂行に伴って発生した次の損壊等
 - ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れによる工作物、植物または土地の損壊。「工作物」とは、人工的作業により土地に接着して設置されたものをいい、その収容物または付属物を含みます(以下同様とします。)
 - イ. 土地の軟弱化または土砂の流出入により発生した地上の工作物もしくはその基礎部分または土地の損壊
 - ウ. 地下水の増減
- ② 施設である建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
- ③ 自動車、原動機付自転車または航空機の所有、使用または管理
- ④ 記名被保険者等の占有を離れた次に掲げるもの
 - ア. 商品または飲食物
 - イ. 施設外にあるアに規定するもの以外の財物。仕事を行った場所に記名被保険者等が放置したまたは遺棄した機械、装置または資材については、この規定を適用しません。
- ⑤ 仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡しをもって仕事の終了とします。)または放棄の後に仕事の結果に起因して発生した事故。仕事を行った場所に記名被保険者等が放置したまたは遺棄した機械、装置または資材については、この規定を適用しません。
- ⑥ ちり・ほこりまたは騒音
- ⑦ 飛散防止対策等の損害発生の予防に必要な措置を取らずに行われた作業による塗料その他の塗装用材料、鉄粉、鉄錆または火の粉の飛散または拡散。ただし、塗装用容器または作業用具の落下または転倒によるものを除きます。

第4条 (管理下財物免責の修正)

(1) この特別約款において、普通保険約款第8条(保険金を支払わない場合)②の規定は、次のとおり読み替えます。

「② 次の賠償責任

- ア. 記名被保険者等が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- イ. 請負業者特別約款第1条(保険金を支払う場合)②②から⑤までの被保険者が所有、使用または管理する財物(アに規定する財物を除きます。)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任。ただし、この規定の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。」

(2) (1)によって読み替えられた普通保険約款第8条②に規定する「所有、使用または管理する財物」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 所有する財物(所有権留保付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。)
- ② 占有または使用している財物
- ③ 直接作業を加えている財物(その作業の対象となっている部分を含む。)
- ④ 借りている財物(リース契約により占有する財物を含みます。)
- ⑤ 保管施設において保管するために預かっている財物
- ⑥ 仕事の遂行のために支給された資材および設置工事の目的物(工事用仮設物の材料を含みます。)

第5条 (作業場内工作車危険)

(1) 当社は、記名被保険者等が、作業場内工作車を作業場または施設の内部において所有、使用または管理している間に限り、その作業場内工作車を第3条(保険金を支払わない場合)③の自動車に該当しないものとみなします。

(2) 作業場内工作車の所有、使用または管理に起因して当社が保険金を支払う損害が発生した場合において、その作業場内工作車につき自動車損害賠償保障法に基づく責任保険契約(責任共済契約を含みます。以下「自賠責保険契約」といいます。)が締結されるべきとき、もしくは締結されているとき、または自動車保険契約(自動車共済契約を含みます。以下同様とします。)が締結されているときは、当社は、普通保険約款第27条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定にかかわらず、その損害の額が自賠責保険契約または自動車保険契約により支払われるべき保険金の合算額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。

(3) (2)の場合において、当社は、自賠責保険契約もしくは自動車保険契約により支払われるべき保険金の合算額または保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、普通保険約款第4条(責任の限度)(1)の規定を適用します。

第6条 (1事故の定義)

同一の原因または事由に起因して発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第7条 (読替規定)

この特別約款においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第6条(告知義務)(1)、(2)および(3)③、第10条(通知義務)(1)および(2)ならびに第14条(保険料の精算)(2)	被保険者	記名被保険者

第8条 (請負期間と保険期間を合わせる場合の特則)

- (1) 保険期間を特定の請負契約(定期的に更新されるものを除きます。以下同様とします。)の期間に合わせて設定した場合において、その請負契約にかかる仕事が保険期間内に終了しないときは、保険期間は、保険契約者または記名被保険者が仕事の終了しない理由および終了予定日を遅滞なく当社に書面により通知することによって、仕事の終了または放棄の時まで延長されるものとします。ただし、正当な理由なくその通知が行われずもしくは遅滞したとき、または当社が別段の意思表示をしたときは、保険期間は、延長されません。
- (2) 保険期間を特定の請負契約の期間に合わせて設定する保険契約で、かつ、保険期間が1年超の場合において、保険契約の失効または保険料に関する規定の変更特約条項(以下「変更特約」といいます。)第4節第1条(保険料の返還、追加または変更)(6)①から⑤までのいずれかの規定により当社が保険契約を解除したときは、変更特約の付表1の規定を次のとおり読み替え、保険料を返還します。

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年超	一時払、一時払以外	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。) (2) 未払込保険料(未経過期間に対応する保険料を含みます。以下同様とします。)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料を差し引いた額

(3) 保険期間を特定の請負契約の期間に合わせて設定する保険契約で、かつ、保険期間が1年超の場合において、普通保険約款第17条(保険契約者による保険契約の解除)により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、変更特約の付表2の規定を次のとおり読み替え、保険料を返還します。

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年超	一時払、 一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料から既経過期間に対して次の保険料を差し引いた額（保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。） ① 既経過期間が1年以下の場合は、普通保険約款の別表（短期料率表）の「短期料率」をもって算出した保険料 ② 既経過期間が1年超の場合は、次の算式による「長期料率」をもって算出した保険料 長期料率＝既経過期間／365 （保険期間に2月29日を含む場合は、366） (2) 未払込保険料（未経過期間に対応する保険料を含みます。以下同様とします。）がある場合は、(1)の額からその未払込保険料を差し引いた額

(4) 保険期間を特定の請負契約の期間に合わせて設定した場合において、仕事を終了予定日より早く終了し、保険契約者が保険契約を解除する場合は、(2)または(3)の規定にかかわらず、当社は保険料を返還しません。

第9条（普通保険約款等との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

【2018年1月1日商品改定に伴う経過措置】

1 事故の定義の適用にあたっては、改定前商品で更新されたならば保険金支払の対象となったであろうと認められる事故について、更新後に発生した一連の事故のうち最初の事故を、1事故の定義における最初の事故とみなします。

19 原子力危険不担保特約条項

加入者証の「建物調査業務中賠償補償」欄に支払限度額が記載されている場合に、適用されます。

(1) 当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかの物の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する損害（放射能汚染または放射線障害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。

- ① 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）
- ② 核原料物質
- ③ 放射性元素
- ④ 放射性同位元素
- ⑤ ①から④までのいずれかにより汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）

(2) (1)の規定は、医学的または産業的な利用に供される放射性同位元素（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）については、その使用、貯蔵または運搬中に生じた原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂による損害に限り、適用しません。ただし、その使用、貯蔵または運搬に関し法令違反があった場合を除きます。

20 専門職業危険不担保特約条項

加入者証の「建物調査業務中賠償補償」欄に支払限度額が記載されている場合に、適用されます。

当社は、この保険契約に適用される特別約款または特約条項にこれと異なる規定がある場合を除き、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 疾病の治療・軽減・予防、診察、診断、療養の方法の指導、矯正、出産の立会い、検案、もしくは診断書・検案書・処方せん等の作成・交付等の医療行為（法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。）
- ② 美容整形、医学的墮胎、助産または採血その他医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれのある行為（法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。）
- ③ 薬品の調剤もしくは投与または薬品の販売もしくは供給
- ④ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
- ⑤ 建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為

21 汚染危険不担保特約条項

加入者証の「建物調査業務中賠償補償」欄に支払限度額が記載され

ている場合に、適用されます。

第1条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、汚染物質の排出・流出・いつ出または漏出（以下「排出等」といいます。）に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のすべての条件に該当する場合を除きます。

- ① 排出等が不測であること。
- ② 排出等の原因となる事故（以下「事故」といいます。）が突発的に発生したこと。
- ③ 排出等が急激であること。
- ④ 事故が発生してから7日以内に被保険者が排出等を発見し、かつ21日以内に賠償責任保険普通保険約款第12条（事故の発生）(1)①に規定する事項を当会社に通知すること。

(2) (1)の「汚染物質」とは、生物（人体を含みます。）に有害な物質、または土壌、大気もしくは水の汚染の原因となる物質をいいます。なおこれらの物質には、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学物質、石油、廃棄物（再生利用のための物質を含みます。）等を含みます。

第2条（汚染浄化費用の取扱い）

(1) 当社は、汚染浄化費用またはこれによる損失に対しては、保険金を支払いません。ただし、前条(1)ただし書の場合において、被保険者が他人に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を除きます。

(2) (1)の「汚染浄化費用」とは、その名称が何であるかにかかわらず、汚染物質の調査・監視・清掃・移動・収容・処理・脱毒・中和等に要するすべての費用をいいます。

22 石綿損害等不担保特約条項

加入者証の「建物調査業務中賠償補償」欄に支払限度額が記載されている場合に、適用されます。

当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかの事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性
- ② 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性

23 対人・対物共通支払限度額特約条項

加入者証の「建物調査業務中賠償補償」欄に支払限度額が記載されている場合に、適用されます。

当社が法律上の損害賠償金について支払う保険金の額は、1回の事故について、他人の身体の障害と財物の損壊にそれぞれ起因する損害を合算して保険証券記載の支払限度額を限度とします。

24 管理下財物損壊担保特約条項（請負業者特別約款用）

加入者証の「建物調査業務中賠償補償」欄に支払限度額が記載されている場合に、適用されます。

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）に規定する仕事（以下「仕事」といいます。）の遂行または施設に起因する管理下財物の損壊について、被保険者がその財物の正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

(2) (1)の損害については、特別約款第4条（管理下財物免責の修正）により読み替えられた賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第8条（保険金を支払わない場合）②の規定を適用しません。

第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
管理下財物	記名被保険者が所有、使用または管理する財物のうち、次のものをいいます。 ア. 占有または使用している財物 イ. 直接作業を加えている財物（その作業の対象となっている部分をいいます。） ウ. 借りている財物（リース契約により占有する財物を含みます。）

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、管理下財物が次のいずれかに該当するものである場合は、その損壊による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者等またはその法定代理人（記名被保険者等が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。以下同様とします。）もしくは使用人が所有する財物（所有権留保条項付売買契約に基づいて購入された財物を含みます。）
- ② 記名被保険者等またはその法定代理人もしくは使用人がもつぱら仕事以外の目的のために使用する財物
- ③ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手（料額印面が印刷されたは

がきを含みます。)、証書、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型その他これらに類する財物

- ④ 記名被保険者等がリース契約、レンタル契約その他の賃貸借契約に基づき借りている財物（仕事の遂行のために借りている従業員宿舍、資材置場、事務所等の施設であって、臨時に設置されたものを除きます。）
- ⑤ 記名被保険者等が保管施設において保管するために預かっている財物
- ⑥ 記名被保険者等が仕事の遂行のために支給された資材および設置工事の目的物（工事中仮設物の材料を含みます。）
- ⑦ 記名被保険者等が運送を受託した貨物。ただし、この規定は、貨物の損壊が作業場（仕事を行っている場所であって、不特定多数の人の出入りが制限されている場所をいいます。）の内部において発生したものである場合には適用しません。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

- (1) 当社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）（管理下財物について、②を除きます。）ならびに特別約款第3条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
 - ② ねずみ食いまたは虫食い等の現象
 - ③ 修理、点検または加工に関する技術の拙劣または仕上不良
 - ④ 塗装用材料の色または特性等の選択の誤り
- (2) (1)の規定にかかわらず、特別約款第3条③の規定は、管理下財物である自動車または原動機付自転車の損壊のうち、これらの車両の運行以外の事由によって発生したものについては、適用しません。「運行」とは、人または物を運送するかどうかにかかわらず、自動車または原動機付自転車をそれらの装置の用法に従って使用することをいいます。

第5条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特別条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

（一社）日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険㈱は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である（一社）日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険㈱との間で問題を解決できない場合には、（一社）日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、（一社）日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

 **0570-022808** 〈通話料有料〉

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

MEMO

MEMO

本保険の内容等、詳細については下記にお問い合わせください。



一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-21-6 八丁堀N Fビル6F

お問い合わせ先・取扱代理店

有限会社 日事連サービス

〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-9-4 東京STビル3階

☎ 03-3552-1077・FAX 03-3552-1066

〈引受幹事保険会社〉 東京海上日動火災保険株式会社

（担当課）建設産業営業部営業第二課

〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1 ☎03(3285)1853

保険会社が経営破綻した場合等の取扱について：

保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限ります））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までご照会下さい。
※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。